

昭和五十三年通商産業省令第七十七号

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）及び核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）中実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規定に基づき、及び同規定を実施するため、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則を次のように制定する。

（適用範囲）

第一条 この規則は、実用発電用原子炉及びその附属施設について適用する。

（定義）

第二条 この規則において使用する用語は、核原

料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ

る。

一 「放射線」とは、原子力基本法（昭和三十一年法律第八十六号）第三条第五号に規定す

る放射線又は一メガ電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線若しくはエックス線であ

る。自然に存在するもの以外のものをい

う。

二 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質及び核

燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものをいう。

三 「燃料体」とは、発電用原子炉に燃料とし

て使用できる形状又は組成の核燃料物質をい

う。

四 「管理区域」とは、炉室、使用済燃料の貯

藏施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の場所であつて、その場所における外部放射線に係る

線量が原子力規制委員会の定める線量を超えて、空気中の放射性物質（空気又は水のうち）に自然に含まれているものを除く。以下同じ。

度を超える又は放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度が原子力規制

委員会の定める密度を超えるおそれのあるもの

のをいう。

五 「保全区域」とは、発電用原子炉施設の保

全のために特に管理を必要とする場所であつて、管理区域以外のものをいう。

六 「周辺監視区域」とは、管理区域の周辺の

区域であつて、当該区域の外側のいかなる場

所においてもその場所における線量が原子力

規制委員会の定める線量限度を超えるおそれ

のないものをいう。

七 「放射線業務従事者」とは、発電用原子炉

の運転又は利用、発電用原子炉施設の保全、

核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染され

た物の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の

業務に従事する者であつて、管理区域内に立ち

入るものをいう。

八 「保安活動」とは、原子力施設の保安のた

めの業務に係る品質管理に必要な体制の基準

に関する規則（令和二年原子力規制委員会規

則第二号。以下「品質管理基準規則」とい

う。）第二条第二項第一号に規定する保安活

動をいう。

九 「品質マネジメントシステム」とは、品質

管理基準規則第二条第二項第四号に規定する

品質マネジメントシステムをいう。

十 「廃止措置対象施設」とは、法第四十三条

の三の三十四第二項の認可を受けた廃止措置

計画（同条第三項において読み替えて準用す

る法第十二条の六第三項又は第五項の規定に

よる認可又は届出があつたときは、その変更

後のもの）に係る廃止措置の対象となる発電

用原子炉施設をいう。

十一 「設計想定事象」とは、次に掲げる事象

であつて、実用発電用原子炉及びその附属施

設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号。

以下「設計許可基準規則」という。）第二条

ロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊をいう。

（発電用原子炉の設置の許可の申請）

子炉の設置の許可の申請書の記載については、

次の各号によるものとする。

一 法第四十三条の三の五第二項の発電用原

子炉の熱出力については、連続最大熱出

力を記載すること。

二 法第四十三条の三の五第二項第五号の発電

用原子炉施設の位置、構造及び設備につい

ては、次の区分によつて記載すること。

イ 発電用原子炉施設の位置

イ 敷地内における主要な発電用原子炉施

設の位置

イ 発電用原子炉施設の一般構造

イ 耐震構造

ハ 原子炉本体の構造及び設備

ハ 第一項に規定する基準津波に対して発電

用原子炉施設の安全機能が損なわれるお

それがないよう措置を講じた構造をい

う。

ハ 原子炉の炉心（以下単に「炉

心」という。）

ハ その他の主要な構造

ハ その他の主要な構造及び設備

ハ 主要な核的制限値

ハ 燃料体の最高燃焼度及び最大挿入量

ハ 燃料材の種類

ハ 燃料被覆材の種類

ハ 燃料要素の構造

ハ 燃料集合体の構造

ハ 減速材及び反射材の種類

二 放射線遮蔽体の構造

その他主要な事項

核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構

造及び設備

核燃料物質取扱設備の構造

核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵

能力

核燃料物質貯蔵用冷却設備の構造及び

冷却能力

冷却材の種類

冷却材の温度及び圧力

冷却材の種類

主要な機器及び管の個数及び構造

非常用冷却設備

冷却材の種類

主要な機器及び管の個数及び構造

その他の主要な事項

計装

計装の種類

原子炉停止回路の種類

原子炉の停止回路の種類

その他の主要な安全保護回路の種類

制御材の個数及び構造

制御材駆動設備の個数及び構造

反応度制御能力

非常用制御設備

制御材の個数及び構造

主要な機器の個数及び構造

反応度制御能力

六 法第四百三十三条の五第一項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項については、次に掲げる事項を記載すること。

## 四 発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の 取得計画を記載した書類

## 五 発電用原子炉施設の設置及び運転に関する 技術的能力に関する説明書

障害により、業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

六 法第四十三条の三の五第二項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項については、次に掲げる事項を記載すること。

イ 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物による放射線被ばくの管理の方法

ロ 放射性廃棄物の廃棄に関する事項

ハ 周辺監視区域の外における実効線量の算定の条件及び結果

七 法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するためには必要な施設及び体制の整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載すること。

イ 運転時の異常な過渡変化(設置許可基準規則第二条第二項第三号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。以下同じ)。事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果の結果

ロ 設計基準事故(設置許可基準規則第二条第二項第四号に規定する設計基準事故をいう。以下同じ)。事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

ハ 重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」と総称する)。事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果

八 法第四十三条の三の五第二項第十一号の発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。

一 発電用原子炉の使用の目的に関する説明書

二 発電用原子炉の熱出力に関する説明書

三 工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類

四 発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類

五 発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力に関する説明書

六 発電用原子炉施設を設置しようとする場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書

七 発電用原子炉又はその主要な附属施設を設置しようとする地点から二十キロメートル以内の地域を含む縮尺二十万分の一の地図及び五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図

八 発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書

九 発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書

十 発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するためには必要な施設及び体制の整備に関する説明書

十一 発電用原子炉施設の保安のための業務並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

十二 法人にあっては、定款、登記事項証明書並びに医師の診断書

十三 法第四十三条の三の五第一項の許可を受けようとする者は、法人にあっては、その業務を行つう役員)に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書

十四 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

十五 法第四十三条の三の五第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたときは、第二項第十三号に掲げる診断書に代えて当該役員が法第四十三条の三の七第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。(重大事故)

十六条 法第四十三条の三の六第一項第三号の原規制委員会規則で定める重大な事故は、次に掲げるものとする。

一 炉心の著しい損傷

二 核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷

(法第四十三条の三の七第三号の原規制委員会規則で定める者)

第十四条 法第四十三条の三の七第三号の原規制委員会規則で定める者は、精神の機能の力規制委員会規則で定める者は、精神の機能の

(変更の許可の申請)  
**第五条** 令第二十条の三の変更の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。  
一 令第二十条の三第三号の変更の内容については、法第四十三条の三の五第二項第三号の発電用原子炉の熱出力の変更に係る場合にあっては、連続最大熱出力を記載し、同項第五号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備の変更に係る場合にあっては第三条第一項第二号に掲げる区分によつて記載し、法第四十三条の三の五第二項第八号の使用済燃料の処分の方法の変更に係る場合にあってはその売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載し、同項第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の変更に係る場合にあっては第三条第一項第六号に掲げる事項を記載し、法第四十三条の三の五第二項第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあっては第三条第一項第七号に掲げる事項の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに掲げる事項を記載し、法第四十三条の三の五第二項第十一号の発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の変更に係る場合にあっては第三条第一項第八号に規定する事項を記載すること。  
二 令第二十条の三第五号の工事計画については、工事の順序及び日程を記載すること。  
法第四十三条の三の五第二項第二号から第五号まで又は第九号から第十一号までに掲げる事項の変更に係る令第二十条の三の許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。  
一 変更後における発電用原子炉の使用の目的に関する説明書  
二 変更後における発電用原子炉の熱出力に関する説明書  
三 変更の工事に要する資金の額及び調達計画を記載した書類  
四 変更後における発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類  
障害により、業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を行ふことができない者とする。





を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。

工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用することができる旨を指示した場合

六五 制限工事の場合  
発電用原子炉施設の設置又は変更の工事であつて、別表第一の上欄に掲げる工事の種類

に応じてそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げるものに該当しないものの場合

**十八条から第二十条まで**  
**(使用前確認証)**

二十一條 原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第十五条の規定による申請に係る発電用原子炉施設が法第四十三条の三の十一第二

種各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。

(廃止措置中の発電用原子炉施設の維持)  
**二十二条** 法第四十三条の三の十四ただし書の  
原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措

持施設が存在する場合とする。この場合においては、第百五条の二第一号の性能維持対象施設に該当する。

て、法第四十三条の三の十四本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとす

**二十三條から第五十四条まで**  
**(定期事業者検査の実施時期)**

**五十五条** 定期事業者検査は、次の表の上欄に掲げる発電用原子炉施設の区分に応じ、同表の

下欄に掲げる時期ごとに行うものとする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基盤の増加に係る工事の後の初回の定期事業者検査

数の増加に伴う工事の後の初期定期点検査については、その運転が開始された日以降十三ヶ月を超えない時期に行うものとする。

電用原子炉施設の区分	定期事業者検査を実施すべき時期
------------	-----------------

判定期間が十三月以上で直近の定期事業者るものとして原子力規制委員会が告示で定めるもの（次以降十三月を超えるものとして原子力規制委員会が告示で定めるもの）

く。) 会が合意して定めたもの(運送期一ヶ月を越す及び第三号に掲げるものをない時期

判定期間が十八月以上で直近の定期事業者によるものとして原子力規制委査が終了した日会が告示で定めるもの（次以降十八月を超えて掲げるものを除く。）ない時期

<p>2 前項の表の上欄の判定期間は、原子力規制検査において、発電用原子炉施設（当該発電用原子炉施設を構成する機械又は器具であつて、第一号及び第二号のいずれにも該当し、かつ、第三号に該当しないものに限る。）が次条第二項の一定の期間を満了するまでの間法第四十三条の三の十四の技術上の基準（以下この項、次条第一項、第八十一条第一項第一号及び第九十九条の六第一号において「技術基準」という。）に適合している状態を維持することが確認された場合における当該期間（機械又は器具ごとにその期間が異なる場合には、そのうち最も短い期間）とする。</p>
<p>一 次条第一項各号及び第二項に規定する方法による定期事業者検査（炉心の性能に係るもの（を除く。）を行なべきもの</p>
<p>二 定期事業者検査の都度、技術基準に適合するよう補修、取替え等の措置を講ずる必要のあるもの</p>
<p>三 次のいずれかに掲げるもの</p>
<p>イ 計測装置であつてその台数について冗長性をもつて設置されているもの、ポンプ又はフィルターであつて予備のものが設置されてゐるものその他機械又は器具であつて発電用原子炉施設の使用時において技術基準に適合するよう補修、取替え等の措置を講ずることが可能であるもの</p>
<p>ロ 発電用原子炉施設の使用時にその機械又は器具を検査することにより発電用原子炉施設の保安の確保に支障を來さないもの</p>
<p>四 次に掲げる場合にあつては、第一項の規定にかかわらず、原子力規制委員会が定める時期に定期事業者検査を行うものとする。</p>

二 使用の状況から第一項に規定する時期に定期事業者検査を行う必要がないと認めて、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認したとき。

三 災害その他非常の場合において、第一項に規定する時期に定期事業者検査を行なわなければならない。

四 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

五 前項各号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三 検査を行うべき発電用原子炉施設の種類及び施設番号(発電用原子炉施設に付されていいる発電用原子炉の識別のための番号をいう) 第五十七条の三第二項第三号において同じ)。

四 直近の定期事業者検査が終了した年月日。

五 定期事業者検査開始希望年月日及びその理由

六 前項の申請書には、申請に係る発電用原子炉施設の使用の状況を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が第四項第二号の認認に係る場合には、当該書類を添付することを要しない。

七 第五項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

(定期事業者検査の実施)

第五十六条 定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するため十分な方法

二 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するため十分な方法

三 前項に規定するもののほか、定期事業者検査は、一定の期間を設定し、当該発電用原子炉施設がその期間が満了するまでの間技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。

前項の一定の期間は、次に掲げる事項を考慮して設定しなければならない。

一 発電用原子炉施設におけるこれまでの点検、検査又は取替えの結果から示される有音

二 発電用原子炉施設の耐久性に関する研究の成果その劣化の傾向

三 発電用原子炉施設に類似する機械又は器具の使用実績(当該発電用原子炉施設との材料及び使用環境の相違を踏まえたものに限る)。

四 第二項の一定の期間は、十三月以上としなければならない。

五 第二項の一定の期間は、定期事業者検査を開始する日の三月前までに設定しなければならない。これを変更しようとするときも同様である。ただし、同項の一定の期間を短縮する場合については、この限りでない。

六 定期事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

(定期事業者検査の記録)

**第五十七条** 定期事業者検査の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 検査年月日

二 検査の対象

三 検査の方法

四 検査の結果

五 検査を行った者の氏名

六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

七 検査の実施に係る組織

八 検査の実施に係る工程管理

九 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項

十 検査記録の管理に関する事項

十一 検査に係る教育訓練に関する事項

十二 定期事業者検査の結果の記録は、その発電用原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。

(廃止措置中において定期事業者検査を要する場合)

**第五十七条の二** 法第四十三条の三の十六第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第百十五条の二第二号の性能維持施設が存在する場合とする。

(定期事業者検査の報告)

**第五十七条の三** 法第四十三条の三の十六第三項の原子力規制委員会規則で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 定期事業者検査（第五十五条第三項の規定を適用して行うものを除く。）を開始しようとするとき。  
二 原子炉を起動するためには必要な検査を開始しようとするとき。  
法第四十三条の三の十六第三項の報告を行お

四 検査の実績又は予定の概要

第一項第一号に掲げるときにおける前項の報告書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

二 一 定期事業者検査の計画

イ 発電用原子炉及び第八十一条第一項の施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める同項第三号の施設管理目標

三 第八十一条第一項第四号の施設管理実施計画に係る次に掲げる事項

イ 施設管理実施計画の始期（定期事業者検査を開始する日をいう。第八十一条第一項第四号イにおいて同じ。）及び期間

ハ 発電用原子炉施設の工事の方法及び時期

この号及び第八十一条第一項第四号において「点検等」という。）の方法、実施頻度及び時期

二 発電用原子炉施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置

五 第五十六条第二項に規定する判定する方法に関すること（一定の期間を含む。）。

三 前回の定期事業者検査において提出した前三号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更

二 定期事業者検査（第五十五条第三項の規定を適用して行うものを除く。）を開始しようとするとき。

二 原子炉を起動するために必要な検査を開始しようとするとき。

法第四十三条の三の十六第三項の報告を行おうとする者は、定期事業者検査が終了したときにはあっては遅滞なく、前項第一号に掲げるときにおいては検査開始予定日の一月前まで（第五十六条第二項の一定の期間（以下この条において単に「一定の期間」という。）を定め、又は変更（一定の期間を短縮する場合を除く。）をした場合は三月前まで）に、前項第二号に掲げるときには原子炉の起動予定日の三日前までに、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三 検査に係る発電用原子炉施設の種類及び施設番号

昌黎方言

8

六

2

1

---

7

1

---

4

1

1

1

---

— 1 —

更があつた場合には、その変更の内容を説明する書類

六 前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合には、その評価の結果を記載した書類

七 前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類の内容（一定の期間に係るものに限る。）に変更があつた場合にあつては、第五十六条第三項各号に掲げる事項について記載した書類

前項第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつた場合にあつては、第五十六条第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。

第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあつては、第五十六条第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。

第二項の報告書及び前二項の書類の提出部数は、正本一通とする。

(発電用原子炉施設の評価)

第五十八条 法第四十三条の三の十六第四項の発電用原子炉施設は、技術基準規則第二条第二項第三十三号ロに規定するクラス1機器に属する容器及び管(フランジその他の接合部及びシール部並びに蒸気発生器伝熱管を除く。)並びに炉心支持構造物(炉心シユラウド及びシユラウドサポート)に限る。とする。

法第四十三条の三の十六第四項の規定により、次の表の上欄に掲げる事項に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる方法により、評価を行なう。

評価事項	評価方法
一 標準規則	子炉施設ごとに評価を実施する。
二 第十八条第一項の規定による	定期事業者検査により確認した亀裂、孔その他の損傷(以下「亀裂等」という。)の発生原因を推定するとともに、亀裂等の形状及び大きさを特定すること。
三 見込まれる時期	前号で特定した亀裂等の形状及び大きさに基づき、所定の期間を設定して、その期間における亀裂等の進展を予測すること。

<p>二 等の措置法により評価した結果、補修等の措置を講じる。評価年月日</p> <p>三 法第四十三条の三の十六第四項の評価の結果の記録は、次に掲げる事項を記載するものとする。 期、範囲及び方法が適切であること。</p>	<p>二 補修この表の第一号の下欄に掲げる評価方 法による評価した結果、補修等の措置を講じる必要があるときには、その時 期、範囲及び方法が適切であること。</p> <p>規定期に適合しなくなると見込まれる時 期を求めること。</p>
<p>一 評価の対象</p> <p>二 評価の方法</p> <p>三 評価の結果</p> <p>四 評価を行った者の氏名</p>	<p>一 評価の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p>
<p>五 評価の実施に係る組織</p> <p>六 評価の実施に係る工程管理</p> <p>七 評価において役務を供給した事業者がある場合に、当該事業者の管理に関する事項</p>	<p>五 評価の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p>
<p>八 評価記録の管理に関する事項</p> <p>九 評価において役務を供給した事業者がある場合に、当該事業者の管理に関する事項</p>	<p>八 評価記録の管理に関する事項</p>
<p>十 評価記録の管理に関する事項</p> <p>十一 評価に係る教育訓練に関する事項</p>	<p>九 評価において役務を供給した事業者がある場合に、当該事業者の管理に関する事項</p>
<p>十二 法第四十三条の三の十六第四項の評価の結果の記録は、評価された発電用原子炉施設が廃棄された後五年が経過するまでの間保存するものとする。</p> <p>十三 法第四十三条の三の十六第四項の評価の結果の報告は、第三項第一号から第六号までに掲げる事項について、その評価が実施された後、速やかに行うものとする。</p>	<p>十 評価記録の管理に関する事項</p>
<p>十四 (電磁的方法による保存)</p> <p>十五 第六十三条 第十四条の三第一項各号、第五十七 条第一項各号及び第五十八条第三項各号に掲げる事項が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができる方法をいう。第六十八条第一項及び第一百三十八条において同じ。)により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第四十三条の三の十一第一項並びに第四十三条の三の十六第一項及び第四項に規定する当該事項が記載された記録の保存に代えることができる。</p>	<p>十一 評価に係る教育訓練に関する事項</p>
<p>十六 第六十三条から第六十一条まで 削除</p>	

**第六十四条** 法第四十三条の三の十七の規定による発電用原子炉の運転計画は、発電用原子炉とともに、様式第一により作成するものとし、運転開始の予定の日の属する年度（毎年四月一日からその翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）以後毎年度、当該年度の四月一日を始期とする三年間の運転計画を当該年度の前年度の一月三十一日までに届け出るものとする。

当該年度の前年度の二月一日から当該年度の三月三十一日までに法第四十三条の三の五第二項の規定による発電用原子炉の設置の許可若しくは法第四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可を受け、又は同条第四項の規定により短縮され、又は同条第七項の規定により延長された場合には、当該短縮され、又は延長された期間（経過後速やかに届け出るものとする。）を受けていた日から三十日（同条第五項の規定により短縮され、又は同条第七項の規定により延長された場合には、当該短縮され、又は延長された期間）を経過後速やかに届け出るものとする。

前一項の運転計画を変更したときは、その変更した運転計画を変更の日から三十日以内に発電用原子炉ごとに、様式第一により作成し、届け出るものとする。

前三項の運転計画の提出部数は、正本一通とする。  
(合併及び分割の認可の申請)

**第六十五条** 法第四十三条の三の十八第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者として、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名  
二　発電用原子炉の設置に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三　合併後存続する法人若しくは合併によつて設立される法人又は分割により発電用原子炉施設並びに核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物を一体として継承する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名

四　合併又は分割の方法及び条件

五　合併又は分割の理由

六　合併又は分割の時期









見直しを行い、その結果に基づき、前三項の施設管理に関する方針（第九十一条第一項第十八号及び第二項第二号において「長期施設管理方針」という。）を変更しなければならない。

前各項の規定は法第四十三条の三の三十四第五項の規定は法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉については適用しない。

（設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置）

二項の認可を受けた発電用原子炉については適用しない。

ハ	重大事故等	（発電用原子炉の運転）
（1）	炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。	（1）の対策に関すること。
（2）	原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。	（2）の対策に関すること。
（3）	使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。	（3）の対策に関すること。
（4）	原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。	（4）の対策に関すること。
（5）	炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。	（5）の対策に関すること。
（6）	大規模な火災が発生した場合における消防活動に関すること。	（6）の対策に関すること。
（7）	原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。	（7）の対策に関すること。
（8）	使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策に関すること。	（8）の対策に関すること。
（9）	原子炉格納容器の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。	（9）の対策に関すること。
（10）	放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。	（10）の対策に関すること。

二	二	二
（1）	（1）	（1）
（2）	（2）	（2）
（3）	（3）	（3）
（4）	（4）	（4）
（5）	（5）	（5）
（6）	（6）	（6）
（7）	（7）	（7）
（8）	（8）	（8）
（9）	（9）	（9）
（10）	（10）	（10）

三	三	三
（1）	（1）	（1）
（2）	（2）	（2）
（3）	（3）	（3）
（4）	（4）	（4）
（5）	（5）	（5）
（6）	（6）	（6）
（7）	（7）	（7）
（8）	（8）	（8）
（9）	（9）	（9）
（10）	（10）	（10）





侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

四 見張人に、人の侵入を監視するための装置（以下「監視装置」という。）の有無並びに防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域を巡回させること。

五 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域への人の立入りについては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 業務上防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に常時立ち入ろうとする者について（以下「常時立入者」といふ。）には、当該立入りの必要性を確認の上、当該者に当該立入りを認めたことを証明する書面等（以下この項において「証明書等」という。）を発行し、当該立入りの際に、当該証明書等を所持させること。

ロ 防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に立ち入ろうとする者（イに掲げる証明書等を所持する者（以下「常時立入者」といふ。）を除く。）については、その身分及び当該防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域への立入りの必要性を確認の上、当該者に証明書等を発行し、当該立入りの際に、当該証明書等を所持させること。

九 防護区域の出入口においては、第五号イ及びロに掲げる者が持ち込み又は持ち出そうとする物品について、当該防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ、イの点検のほか金属を検知することができる装置及び特定核燃料物質を検知することができる装置を用いて点検を行うこと。

ハ 防護区域又は安全保護装置周辺区域（技術基準規則第二条第二項第九号ハに規定する安全保護装置が防護区域の外に設置されている場合における当該装置の周辺の区域をいう。以下この項において同じ。）に、ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入りを禁止すること。

イ 特定核燃料物質は、防護区域内に置くこと。

ロ 見張人に、監視装置を用いる等の方法により特定核燃料物質を常時監視させることが、防護区域及び立入制限区域への立入りを禁止すること。ただし、防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に立ち入ることが特に必要な業務用の車両以外の車両の防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域への立入りを禁止すること。ただし、防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域に立ち入ることが特に必要な車両であつて、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

七 防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ駐車場を設置し、防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内に立ち入る車両は、当該駐車場に駐車させること。

八 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域の出入口においては、次に掲げる措置を講ずること。

イ 特定核燃料物質の取扱いに対する妨害行為又は特定核燃料物質が置かれている施設若しくは特定核燃料物質の防護のために必要な設備若しくは装置（以下「防護設備等」という。）に対する破壊行為の用に供される得る物品（持込みの必要性が認められるものを除く。）の持込み及び特定核燃料物質（持出しの必要性が認められるものを除く。）の持出しが行われないように点検を行うこと。

ロ 防護区域の出入口においては、第五号イ及びロに掲げる者が持ち込み又は持ち出そうとする物品について、当該防護区域における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ、イの点検のほか金属を検知することができる装置及び特定核燃料物質を検知することができる装置を用いて点検を行なうこと。

ハ 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その取扱いに係る特定核燃料物質又は設備若しくは装置に異常が認められた場合には、直ちに、その旨をあらかじめ指定した者に報告すること。

二 特定核燃料物質の取扱いに従事する者に、その日の作業の終了後に、その取扱いに係る特定核燃料物質並びに設備及び装置について点検を行わせ、当該点検において、当該特定核燃料物質又は設備若しくは装置について異常が認められた場合には直ちにその旨を、異常が認められない場合はその旨を、あらかじめ指定した者に報告させること。

三 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所内（防護区域内を除く。）において特定核燃料物質を運搬する場合については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 特定核燃料物質を収納する容器に施錠及び封印をすること。ただし、容易に開封されない構造の容器を用いる等施錠及び封印と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。

四 関係機関に運搬の日時及び経路を事前に通知すること。

十一 監視装置は、次に掲げるところにより設置すること。

ロ 人の侵入を確実に検知して速やかに表示する機能を有する監視装置を設置すること。

十二 防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域並びに施設の出入口の鍵及び錠についての侵入を検知して表示することができる装置を設置すること。

（1） 施設の出入口に施錠するとともに、人の侵入を表示するものは、防護区域内若しくは周辺防護区域内又は周辺防護区域の近くであつて見張人が常時監視できる位置に設置すること。

十三 中央制御室及び特定重大事故等対処施設（設置許可基準規則第二条第二項第十二条に規定する特定重大事故等対処施設をいう。以下この項及び第九十六条第一項において同じ。）に属する緊急時制御室については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 壁は、容易に破壊されないものであることを取り扱うことを認めた者については、この限りでない。

ハ 鍵を管理する者としてあらかじめ指定した者にその鍵を厳重に管理させ、当該者以外の者がその鍵を取り扱うことを禁止すること。ただし、あらかじめその鍵を一時的に取り扱うことを認めた者については、この限りでない。

十四 中央制御室外から発電用原子炉施設を完全に停止させるための機能を有する機器については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 周囲に容易に破壊されない壁その他の障壁を当該機器の操作に支障を及ぼさないよう設置すること。

ロ イの規定により設置された障壁によつて区画された区域に第五号ロに規定する証明書等を所持する者が立ち入る場合は、常時立入者を同行させ、当該常時立入者に特定核燃料物質の防護のために必要な監督を行なうこと。

十五 交流電源を供給する全ての設備、発電用原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備のうち、防護区域内に存する設備であつて、第五号イ若しくはロに掲げる者による妨害行為又は破壊行為により、発電用原子炉施設又は使用済燃料貯蔵槽を冷却する機能が喪失し、発電用原子炉内又は使用済燃料貯蔵槽内の特定核燃料物質を発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所の外に漏出させることとなるおそれがある設備（特定重大事故等対処施設に属する設備を除く。第九十六条第一項において「防護区域内防護対象枢要設備」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。



は、対象者に対し、証明書等の発行及び業務上知り得る者の指定を行わないこと。

ハ 証明書等及び業務上知り得る者の指定の有効期間は、証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定の日から起算して五年以内であること。ただし、有効期間内であつても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、改めて確認を行うこと。

二 証明書等の発行に係るイ、ロ及びハに掲げる措置は、業務上次に掲げる区域等のいずれかに常時立ち入ろうとする対象者について講ずること。

三 安全保護装置周辺区域  
第十四号口に規定する区域  
第十六号ハに規定する区域  
見張人の詰所  
監視所

二十九前各号の措置は、原子力規制委員会が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対応したものとすること。

三十前各号の措置については、定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な改善を行うこと。

第一項の表第七号から第十一号までの特定核燃料物質の防護のために必要な措置については、次に掲げるもののほか、前項第四号から第七号まで（第五号ハを除く）、同項第九号（同号口を除く）、同項第十一号（同号口を除く）、同項第十八号から第二十一号まで、同項第二十四号から第二十七号まで、同項第二十九号及び同項第三十号の規定を準用する。この場合において、同項第四号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあるのは、「防護区域」と、第六号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは、「防護区域」と、第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは、「防護区域内」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは、「防護区域内」と、同項第二十九号中「前各号の措置は」とあ

るには、「第一項の表第七号から第九号までの特定核燃料物質（同表第八号ハ及びニに掲げる物質並びに同表第九号に掲げる物質のうち照射された同表第八号ハ及びニに掲げる物質に係るものの（照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時以下であつたものに限る。）を除く。）を取り扱う場合、前各号の措置は」と読み替えるものとする。

一 防護区域を定めること。

二 防護区域の周辺に、立入制限区域を定め、当該立入制限区域を柵等の障壁によつて区画すること。

三 見張人に防護区域及び立入制限区域の出入口を常時監視させること。ただし、出入口に施錠した場合は、この限りでない。

四 特定核燃料物質が貯蔵され又は保管廃棄されている施設（以下この号において「貯蔵施設等」という。）については、次に掲げる措置を講ずること。

イ 貯蔵施設等に立ち入ることが特に必要な者として当該貯蔵施設等に立ち入ることを認めめた者以外の者の当該貯蔵施設等への立入りを禁止すること。

ロ 見張人に、監視装置の有無並びに貯蔵施設等における特定核燃料物質の量及び取扱形態に応じ適切な方法により当該貯蔵施設等の周辺を巡回させること。

五 特定核燃料物質の防護に関する関係機関への連絡は、二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようすること。

（保安規定）

六 ボイラーアービン主任技術者（電気事業法第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第六号又は第七号に掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の職務の範囲第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の職務の範囲及びその内容並びにボイラーアービン主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。

七 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者に対する保安教育に関することで、次に掲げるもの

イ 保安教育の実施方針（実施計画の策定を含む。）に関すること。

ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの

（1）関係法令及び保安規定の遵守に関すること。

（2）発電用原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。

（3）放射線管理に関すること。

（4）核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。

（5）非常の場合に講ずべき処置に関すること。

八 品質マネジメントシステムに係ること（品質管理基準規則第五条第四号に規定する手順書等、第三項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。）の保安規定上の経営責任者の関与を含む。）に関すること。

（6）発電用原子炉施設の運転に関すること（次号に掲げるものを除く。）。

九 不適合（品質管理基準規則第一条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び第三項第二十号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

十 関し必要な事項

十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。

十二 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。

十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十四 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む。）に関すること。

十五 非常の場合に講ずべき処置に関すること。

十六 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。

十七 発電用原子炉施設に係る保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する適正な記録及び報告（第一百三十四条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。）に関すること。

十八 発電用原子炉施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。）。

十九 保守点検を行つた事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉施設者との共有に関すること。

二十 不適合（品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び第三項第二十号において同じ。）が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。

二十一 その他発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項

一 法第四十三条の三の二十四第一項の規定により保安規定の認可又はその変更の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める書類を添えて、申請しなければならない。ただし、第二号に掲げる場合において、第八十二条第二項の評価を第百十三条第二項第二号の評価と一体として行つている場合であつて、同号の評価の結果を記載した書類を添えて同条第一項の規定による申請がされているときには、第二号に定める書類を添付することを要しない。

一 前項第八号ニに掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合 発電用原子炉の運転期間の設定に關する規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第四項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る) 第八十二条第一項から第三項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第四項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る) 第八十二条第一項から第三項までの評価の結果又は同条第四項の見直しの結果を記載した書類

二 前項第十八号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に關することを変更しようとする場合 発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合に限る) 第八十二条第一項から第三項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第四項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る) 第八十二条第一項から第三項までの評価の結果又は同条第四項の見直しの結果を記載した書類

二 品質マネジメントシステムに關すること (手順書等の保安規定上の位置付けに關することを含む)。

三 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに關すること (手順書等の保安規定上の位置付けに關することを含む)。

四 廃止措置を行ふ者の職務及び組織に關すること。

五 廃止措置を行ふ者に対する保安教育に關することであつて次に掲げるもの。

イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む)に關すること。

- (1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。

(2) 発電用原子炉施設の構造及び性能に關すること。

(3) 発電用原子炉施設の廃止措置に関すること。

(4) 放射線管理に関すること。

(5) 核燃料物質及び核燃料物質によつて汚染された物の取扱いに関すること。

(6) 非常の場合に講すべき処置に関すること。

八 その他発電用原子炉施設に係る保安教育に關し必要な事項

九 発電用原子炉の運転停止に關する恒久的な措置に關すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く）。

十 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関すること。

十一 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に關すること。

十二 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い（工場又は事業所の外において行う場合を含む）に關すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く）。

十三 放射性廃棄物の廃棄（工場又は事業所の外において行う場合を含む）に關すること。

十四 非常の場合に講すべき処置に関すること。

十五 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に關する措置に關すること。

十六 発電用原子炉施設に係る保安（保安規定における遵守状況を含む）に関する適正な記録及

十七 廃止措置に係る保安（保安規定の遵守状況を含む）に關する適正な記録及び報告（第百三十四条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるもののが發生した場合の経営責任者への報告を含む）に関すること。

十八 発電用原子炉施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に關することを含む）。

十九 保守点検を行つた事業者から得られた保安に關する技術情報について他の発電用原子炉設置者との共有に關すること。

二十 不適合が発生した場合における当該不適合に關する情報の公開に關すること。

二十一 廃止措置の管理に關すること。

二十二 その他発電用原子炉施設又は廃止措置に係る保安に關し必要な事項

四 前項の場合において第一項本文の規定を準用する。

五 第一項（前項において準用する場合を含む。）の申請書の提出部数は、正本一通とする。

第九十三条 削除  
(発電用原子炉の譲受けの許可の申請)

第九十四条 令第二十条の五の譲受けの許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。  
一 令第二十条の五第四号の発電用原子炉の熱出力については、連続最大熱出力を記載すること。  
二 令第二十条の五第六号の発電用原子炉施設の位置、構造及び設備については、第三条第一項第一号に掲げる区分によつて記載すること。

三 令第二十条の五第七号の発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量については、核燃料物質の種類ごとに年間予定挿入量及び燃焼量を記載すること。  
四 令第二十条の五第八号の使用済燃料の処分方法については、その売渡し、貸付け、返還等の相手方及びその方法又はその廃棄の方法を記載すること。

五 令第二十条の五第九号の発電用原子炉施設における放射線の管理に關する事項について

- 六 令第二十条の五第十号の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、第三条第一項第七号に掲げる事故の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める事項を記載すること。

七 令第二十条の五第十一号の発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項については、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項を記載すること。

八 令第二十条の五の譲受けの許可の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

  - 一 発電用原子炉の使用の目的に関する説明書
  - 二 発電用原子炉の熱出力に関する説明書
  - 三 発電用原子炉の運転の開始の予定期限を記載した書類
  - 四 発電用原子炉の譲受けに要する資金の額及び調達計画を記載した書類
  - 五 発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画を記載した書類
  - 六 発電用原子炉施設の運転に関する技術的能力に関する説明書
  - 七 発電用原子炉施設の安全設計に関する説明書
  - 八 発電用原子炉施設の放射線の管理に関する説明書
  - 九 発電用原子炉施設において事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する説明書
  - 十 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書
  - 十一 法人にあつては、定款、登記事項証明書並びに最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
  - 十二 第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

(発電用原子炉主任技術者の選任等)

**第九十五条** 法第四十三条の三の二十六第一項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとに行うものとする。

法第四十三条の三の二十六第一項の原子力規制委員会規則で定める実務の経験は、第一号か

は、第三条第一項第六号に掲げる事項を記載すること。

ら第四号までに掲げる期間が通算して三年以上であることとする。

一 発電用原子炉施設の施設管理に関する業務に従事した期間

二 発電用原子炉の運転に関する業務に従事した期間

三 発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務に従事した期間

四 発電用原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務に従事した期間

五 発電用原子炉に係る届出書の提出部数は、正本一通とする。

(核物質防護規定)

**第九十六条** 法第四十三条の三の二十七第一項の規定による核物質防護規定の認可を受けようとする者は、工場又は事業所ごとに、次に記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 関係法令及び核物質防護規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関する事項について核物質防護規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。

二 核セキュリティ文化を醸成するための体制(経営責任者の関与を含む。)に関する事項。

三 特定核燃料物質の防護に関する業務に従事する者の職務及び組織に関する事項。

四 防護区域(第九十一条第一項の表第一号から第六号までの特定核燃料物質を取り扱う工場又は事業所においては、防護区域及び周辺防護区域。次号において同じ。)及び立入制限区域の設定並びに巡視及び監視に関するこど。

五 特定核燃料物質の管理に関する事項。

六 特定核燃料物質の管理に関する事項。

七 防護区域内防護対象枢要設備及び防護区域に関する事項。

八 特定重大事故等対処施設の防護に関するこど。

九 特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の機能を常に維持するための措置に関する事項。

十 情報システムセキュリティ計画に関するこど。

十一 特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置の整備及び点検に関するこど。

ら第四号までに掲げる期間が通算して三年以上であることとする。

一 発電用原子炉施設の施設管理に関する業務に従事した期間

二 発電用原子炉の運転に関する業務に従事した期間

三 発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務に従事した期間

四 発電用原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務に従事した期間

五 発電用原子炉に係る届出書の提出部数は、正本一通とする。

(核物質防護規定)

十二 非常の場合の対応に関するこど。

十三 連絡体制の整備に関するこど。

十四 特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練に関する詳細な事項に係る情報の管理に関する事項。

十五 特定核燃料物質の防護のために必要な教育及び訓練に関するこど。

十六 発電用原子炉施設に係る緊急時対応計画に関するこど。

口 当該発電用原子炉施設について、法第四十三条の三の二十四第一項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める措置が講じられていること。

十七 妨害破壊行為等の脅威に対応するために必要な措置に関するこど。(第九十一条第二項講ずる措置に関するこど。)

十八 特定核燃料物質の防護のために必要な措置の定期的な評価及び改善に関するこど。

十九 発電用原子炉施設に係る特定核燃料物質の防護(核物質防護規定の遵守状況を含む。)に関する記録に関するこど。

二十 その他発電用原子炉施設に係る特定核燃料物質の防護に関する必要な事項に関する記録に関するこど。

二十一 前項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通(発電用原子炉施設のうち令第六十三条第一項の表第三号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し二通)とする。

(核物質防護管理者の選任等)

ハ 当該発電用原子炉施設における安全に関する最新の知識及び訓練について、発電用原子炉施設における安全に関する最新の知識及び訓練について、自ら安全性の向上を図るためにイ及びロの規定により確認することとされている措置に加えて講じた措置の内容及びその措置による事故の発生の防止等の効果。

**第九十七条** 削除

二 前号に掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項について、発生する可能性のある事象の調査、分析及び評価を行い、その事象の発生頻度及び当該事象が発生した場合の被害の程度を評価する手法その他の重大事故の発生に至る可能性に関する評価手法により確認すること。

三 前二号により確認した内容を考慮して、当該発電用原子炉施設の全体に係る安全性についての総合的な評定を行うこと。

イ 当該発電用原子炉施設における公表は、同条第三項の規定による届出をした後、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(評価の結果等の届出)

**第九十八条** 法第四十三条の三の二十八第一項の規定による核物質防護管理者の選任は、工場又は事業所ごとに行うものとする。

二 法第四十三条の三の二十八第二項において準用する法第十二条の三第二項の規定による届出書の提出部数は、正本及び写し各一通(発電用原子炉施設のうち令第六十四条の表第三号の特定発電用原子炉に係る届出をする場合には、正一本一通及び写し二通)とする。

(核物質防護管理者の要件)

二 特定核燃料物質の取扱いに関する一般的な知識を有する者であること。

三 特定核燃料物質の防護に関する業務に管理的地位にある者として一年以上従事した経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めめた者であること。

ハ 当該発電用原子炉施設において、発電用原子炉施設における安全に関する最新の知識及び訓練について、自ら安全性の向上を図るためにイ及びロの規定により確認することとされている措置に加えて講じた措置の内容及びその措置による事故の発生の防止等の効果。

**第九十九条の二** 法第四十三条の三の二十九第一項の評価(以下「安全性向上評価」という。)

一 評価をする者は、発電用原子炉ごとに、当該安全性向上評価をしなければならない。

(安全性的向上のための評価の実施)

二 安全性的向上のための評価の実施時期(法第四十三条の三の二十九第一項の評価(以下「安全性向上評価」という。))を経期事業者検査が終了した日以降六月を超えない時期とする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加の工事の後、定期事業者検査を行っていないものにつては、その運転が開始された日以降六月を超えない時期とする。

三 前二号により確認した内容を考慮して、当該発電用原子炉施設の全体に係る安全性についての総合的な評定を行うこと。

(評価の結果等の届出)

**第九十九条の四** 法第四十三条の三の二十九第三項の規定による届出をしようとする者は、安全性向上評価をした後、遅滞なく、当該安全性向上評価の結果、当該安全性向上評価に係る調査及び分析並びに評定の方法並びに次条に定める事項(以下「評価の結果等」という。)を原子力規制委員会に届け出なければならない。

二 前項の提出部数は、正本一通とする。

(評価の結果等の届出)

二 前号に掲げる措置を講じたにもかかわらず、重大事故の発生に至る可能性がある場合には、その可能性に関する事項について、発生する可能性のある事象の調査、分析及び評価を行い、その事象の発生頻度及び当該事象が発生した場合の被害の程度を評価する手法その他の重大事故の発生に至る可能性に関する評価手法により確認すること。

三 前二号により確認した内容を考慮して、当該発電用原子炉施設の全体に係る安全性についての総合的な評定を行うこと。

(評価の結果等の届出)

**第九十九条の五** 法第四十三条の三の二十九第三項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 安全性向上評価に係る発電用原子炉施設の名称及び所在地

二 安全性向上評価に係る発電用原子炉施設の名称及び所在地

(評価の結果等の届出)

二 前二号により確認した内容を考慮して、当該発電用原子炉施設の全体に係る安全性についての総合的な評定を行うこと。

(評価の結果等の届出)

**第九十九条の六** 法第四十三条の三の二十九第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める方法(評価に係る調査及び分析並びに評定の方法)

一 発電用原子炉施設において予想される事故の発生及び拡大の防止(以下この号において「事故の発生の防止等」という。)のための措置は、次に掲げるものとする。

一 発電用原子炉施設において予想される事故の発生及び拡大の防止(以下この号において「事故の発生の防止等」という。)のための措置は、次に掲げるものとする。

二 第三条第一項第二号ハ(2)の燃料体規制委員会規則で定める特定機器は、次のとおりとする。

**第一百条** 法第四十三条の三の三十第一項の原子力規制委員会規則で定める特定機器は、次のとおりとする。

一 第三条第一項第二号ハ(2)の燃料体規制委員会規則で定める特定機器は、(以下同様)であつて、同規則第四条第六項第一号、第五条第二項第一号及び第六条第四項第一号の基準を満たすものに限る。別表第三において「特定兼用キャスク」という。

二 第三条第一項第二号ニ(2)の核燃料物質貯蔵設備のうち、使用済燃料貯蔵用容器(兼用キャスク(設置許可基準規則第二条第二項第四十一号に規定するものをいう。以下同じ。)であつて、同規則第四条第六項第一号、第三条第一項第二号リ(3)の非常用格納容器保護設備のうち、再結合装置(プロワを要しないものに限る。以下同じ。)

三 第三条第一項第二号リ(3)の非常用格納容器保護設備のうち、再結合装置(プロワを要しないものに限る。以下同じ。)

四 第三条第一項第二号ホ(4)のその他の主要な事項として設けられる設備及び同号リ

五 (3) の非常用格納容器保護設備のうち、庄  
力逃がし装置

六 第三条第一項第二号又は(2)の非常用電源  
設備のうち、ガスタービンを原動力とする発  
電設備

七 第三条第一項第二号又は(2)の非常用電源  
設備のうち、無停電電源装置

八 第三条第一項第二号又は(2)の非常用電源  
設備のうち、電力貯蔵装置

(型式証明の申請)

第一百一条 法第四十三条の三の三十第一項の規定  
により特定機器の型式の設計について型式証明  
を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載  
した申請書を原子力規制委員会に提出しなけれ  
ばならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて  
は、その代表者の氏名

二 特定機器の種類

三 特定機器の名称及び型式

四 特定機器の構造及び設備

五 特定機器を使用することができる範囲を限  
定し、又は条件を付する場合にあつては、当  
該特定機器を使用することができる発電用原  
子炉施設の範囲又は条件

六 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付し  
なければならない。

一 特定機器の安全設計に関する説明書

二 特定機器を使用することにより発電用原子  
炉施設に及ぼす影響に関する説明書

3 原子力規制委員会は、法第四十三条の三の三  
十第一項の規定により特定機器の型式の設計に  
ついて型式証明をするときは、当該型式の設計  
に係る特定機器を使用することができる範囲を  
限定し、又は条件を付することができる。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とす  
る。

(型式証明の変更)

第一百二条 法第四十三条の三の三十第三項の規定  
により特定機器の型式の設計について型式証明  
を受けた型式の特定機器の設計の変更(前条第  
一項第四号又は第五号に掲げる事項の変更に係  
るものに限る。)について承認を受けようとする  
者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原  
子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 変更後における特定機器の安全設計に関する説明書

二 変更後における特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響に関する説明書

三 法第四十三条の三の三十第三項の承認は、当該承認に係る特定機器の型式が、その型式証明を受けた型式の設計に係る特定機器の型式と同一と認められる場合に行う。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。  
(型式証明に係る変更の届出)

**第一百三条** 特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者は、第一百一条第一項第一号又は第三号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出書の提出部数は、正本一通とする。  
(特定機器型式証明通知書等の交付)

**第一百四条** 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一 法第四十三条の三の三十第一項の規定による型式証明を行った場合 特定機器型式証明通知書

二 法第四十三条の三の三十第三項の規定による承認を行った場合 特定機器型式証明変更承認通知書

三 法第四十三条の三の三十第五項の規定による型式証明の取消しを行った場合 特定機器型式証明取消通知書  
(型式証明取消通知書)

一 型式証明の番号  
二 特定機器の種類

三 特定機器の名称及び型式

四 特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件

特定機器の型式の設計について型式証明を受けた者又は受けていた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

原子力規制委員会は、法第四十三条の三の三十一第一項の規定による型式設計特定機器の型式についての指定（以下「型式指定」という。）の申請は、型式設計特定機器を製作することを業とする者又はその者から型式設計特定機器を購入する契約を締結している者（外国において本邦に輸出される型式設計特定機器を製作することを業とする者又はその者から当該型式設計特定機器を購入する契約を締結している者であつて当該型式設計特定機器を本邦に輸出することを業とするもの）を含む。以下「製造者等」という。が、製作、販売又は使用（以下「製作等」という。）をする型式設計特定機器について行うものとする。

（型式指定の申請）

**第一百六条** 法第四十三条の三の三十一第一項の規定による型式設計特定機器の型式についての指定（以下「型式指定」という。）の申請は、型式設計特定機器を製作することを業とする者又はその者から型式設計特定機器を購入する契約を締結している者（外国において本邦に輸出される型式設計特定機器を製作することを業とする者又はその者から当該型式設計特定機器を購入する契約を締結している者であつて当該型式設計特定機器を本邦に輸出することを業とするもの）を含む。以下「製造者等」という。が、製作、販売又は使用（以下「製作等」という。）をする型式設計特定機器について行うものとする。

（型式指定の申請）

**第一百七条** 型式指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 主たる製造工場の名称及び所在地

三 型式設計特定機器の種類

四 型式設計特定機器の名称及び型式

五 型式設計特定機器の型式証明の番号

六 型式設計特定機器の設計及び製作の方法の概要

七 申請に係る型式設計特定機器の設計及び製作に係る品質管理の実施に係る組織の組織に関する次の事項

イ 品質管理の実施

ロ 品質管理活動の計画

ハ 品質管理活動の実施

ニ 品質管理活動の評価

ホ 品質管理活動の改善

八 型式設計特定機器を使用することができる範囲を限定し、又は条件を付する場合にあつては

2 ては、当該型式設計特定機器を使用すること  
が可能の発電用原子炉施設の範囲又は条件  
前項第六号に掲げる事項については、申請に  
係る型式設計特定機器の属する別表第三の上欄  
に掲げる型式設計特定機器の種類に応じて、同  
表の中欄に掲げる事項を記載しなければなら  
ない。

3 第一項の申請書には、当該申請に係る型式設  
計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型  
式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲  
げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機  
器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びに  
その実施に係る組織に関する説明書を添付ししな  
ければならない。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とす  
る。  
(型式指定の変更の承認)

第一項の申請書には、当該申請に係る型式設  
計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型  
式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲  
げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機  
器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びに  
その実施に係る組織に関する説明書を添付ししな  
ければならない。

二 変更の内容

三 変更の理由

2 前項の申請書には、当該申請に係る型式設計  
特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型式  
設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲げ  
る書類並びに当該申請に係る型式設計特定機器  
の設計及び製作に係る品質管理の方法並びにそ  
の実施に係る組織に関する説明書を添付しなけ  
ればならない。

3 第一項の承認は、当該承認に係る型式設計特  
定機器の型式が、その型式指定を受けた型式設  
計特定機器の型式と同一と認められる場合に行  
う。

4 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とす  
る。  
(型式指定に係る変更の届出等)

第一項の申請書には、当該申請に係る型式設  
計特定機器の属する別表第三の上欄に掲げる型  
式設計特定機器の種類に応じて同表の下欄に掲  
げる書類並びに当該申請に係る型式設計特定機  
器の設計及び製作に係る品質管理の方法並びに  
その実施に係る組織に関する説明書を添付ししな  
ければならない。

2 第一百九条 指定製造者等は、第百七条第一項第一  
号、第二号又は第四号に掲げる事項を変更した  
ときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会  
に届け出なければならない。  
型式指定を受けた者は、当該型式の型式設計  
特定機器の製造者等でなくなつたときは、その

日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

3 原子力規制委員会は、前項の届出があったときは、その型式指定を取り消しすることができる。この場合において、取消しの日までに製作等が行われた型式設計特定機器については、取消しの効力は及ばないものとする。

4 第一項及び第二項の届出書の提出部数は、正本一通とする。  
(型式指定通知書等の交付)

**第一百十条** 原子力規制委員会は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

一 法第四十三条の三の三十一第一項の規定に応じ、その型式指定を行った場合 型式設計特定機器指定通知書

二 第百八条第一項の規定による承認を行った場合 型式設計特定機器変更承認通知書

三 法第四十三条の三の三十二第五項又は第六項の規定による型式指定の取消しを行った場合 型式設計特定機器指定取消通知書

(品質管理の実施の記録の保存)

**第一百一条** 指定製造者は等は、当該型式設計特定機器が型式指定を受けた型式としての設計の内容を有するようになければならない。この場合において、指定製造者等は、当該型式設計特定機器が均一性を有するようにするために行う検査の結果その他品質管理の実施の記録を五年間保存しなければならない。  
(型式指定の番号等の告示)

**第一百十二条** 原子力規制委員会は、型式指定又は型式指定の取消しをしたときは、次に掲げる事項について告示するものとする。

一 特定機器の種類

二 特定機器の名称及び型式

三 特定機器を使用することができる発電用原子炉施設の範囲又は条件

四 主たる製造工場の名称及び所在地

五 指定製造者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

六 主たる製造工場の名称及び所在地

七 原子力規制委員会は、第百八条第一項の変更が、第七条第一項第八号に掲げる事項に係るものであるときは、その旨を告示するものとする。

3 原子力規制委員会は、第百九条第一項の規定による届出があったときは、その旨を告示するものとする。

**第一百十三条** 法第四十三条の三の三十二第四項の規定により同条第一項の発電用原子炉を運転することができる期間の延長について認可を受けようとする者は、当該期間の満了する日から起算して一年前の日までに次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。  
(発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請)

**第一百十四条** 法第四十三条の三の三十二第五項の原原子力規制委員会規則で定める基準は、延長しようとする期間において、原子炉その他の設備が延長しようとする期間の運転に伴う劣化を考慮した上で技術基準規則に定める基準に適合するものとする。  
(発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の基準)

**第一百十五条** 法第四十三条の三の三十三第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行った後、遅滞なく、(廃止措置として行うべき事項)  
(廃止措置実施方針の公表)

**第一百十五条の二** 法第四十三条の三の三十三第一項の廃止措置実施方針には、発電用原子炉ごとに、次に掲げる事項を定めなければならない。  
(廃止措置実施方針に定める事項)

**第一百十六条** 法第四十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、廃止しようとする発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。  
(廃止措置計画の申請)

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
二 工場又は事業所の名称及び所在地  
三 発電用原子炉の名称  
四 廃止措置の対象となることが見込まれる発電用原子炉施設及びその敷地  
五 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法  
六 廃止措置に係る核燃料物質の管理及び譲渡し  
七 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去(核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む)  
八 廃止措置において廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の発生量の見込み及びその廃棄  
九 廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等  
十 廃止措置に伴う放射線被ばくの管理  
十一 廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設(第百十六条及び第二百二十六条において「性能維持施設」という)及びその性能並びにその性能を維持すべき期間  
十二 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法  
十三 廃止措置の実施体制  
十四 廃止措置に係る品質マネジメントシステム  
十五 廃止措置の工程  
十六 廃止措置実施方針の変更の記録(作成若しくは変更又は第二百十五条の四の規定に基づく見直しを行った日付、変更の内容及びその理由を含む)  
(廃止措置実施方針の公表)

**第一百十五条の三** 法第四十三条の三の三十三第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行った後、遅滞なく、(廃止措置実施方針の見直し)  
(廃止措置実施方針の見直し)

**第一百十五条の四** 発電用原子炉設置者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。  
(廃止措置計画の申請)

**第一百十六条** 法第四十三条の三の三十四第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、廃止しようとする発電用原子炉ごとに、次に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。  
(廃止措置計画の認可)

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
二 工場又は事業所の名称及び所在地  
三 発電用原子炉の名称  
四 廃止措置の対象となる施設及びその敷地  
五 前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法  
六 廃止措置に係る品質マネジメントシステム  
七 性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間  
八 核燃料物質の管理及び譲渡し  
九 核燃料物質による汚染の除去  
十 廃止措置に係る工事作業区域図  
十一 廃止措置に係る品質マネジメントシステム  
十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム  
十三 廃止措置に係る品質マネジメントシステム  
十四 廃止措置に係る品質マネジメントシステム  
十五 廃止措置の工程  
十六 廃止措置実施方針の変更の記録(作成若しくは変更又は第二百十五条の四の規定に基づく見直しを行った日付、変更の内容及びその理由を含む)  
(廃止措置実施方針の公表)

**第一百十五条の四** 法第四十三条の三の三十三第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行った後、遅滞なく、(廃止措置実施方針の見直し)  
(廃止措置実施方針の見直し)

**第一百十五条の五** 廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去(核燃料物質による汚染の分布とその評価方法に関する説明書)

**第一百十五条の六** 性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

**第一百十五条の七** 廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達計画に関する説明書

**第一百十五条の八** 廃止措置の実施体制に関する説明書

**第一百十五条の九** 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

- 三十 前各号に掲げるもののほか、原子力規制委員会が必要と認める書類又は図面

第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

**第一百七十三条** 法第四十三条の三の三十四第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 工場又は事業所の名称及び所在地

三 発電用原子炉の名称

四 変更に係る前条第一項第四号から第十二号までに掲げる事項

五 変更の理由

前項の申請書には前条第二項各号に掲げる事項のうち変更に係るものについて説明した資料を添付しなければならない。

第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。

（廃止措置計画に係る軽微な変更）

**第一百八十八条** 法第四十三条の三の三十四第三項において準用する法第十二条の六第三項ただし書きに規定する原子力規制委員会規則で定める軽微な変更是、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更とする。

法第四十三条の三の三十四第二項の規定により認可を受けた者は、前項の変更をしたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。

（廃止措置計画の認可の基準）

**第一百十九条** 法第四十三条の三の三十四第三項において準用する法第十二条の六第四項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次各号に掲げるとおりとする。

一 廃止措置計画に係る発電用原子炉の炉心から使用済燃料が取り出されていること。

二 核燃料物質の管理及び譲渡しが適切なものであること。

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の管理、処理及び廃棄が適切なものであること。

四 廃止措置の実施が核燃料物質によつて汚染された物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上適切なものであること。

(廃止措置の終了の確認の申請)

(旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の提出期限)

- |   |  |
|---|--|
| <p><b>第一百二十条</b> 法第四十三条の三の三十四第三項において準用する法第十二条の六第八項の規定により廃止措置の終了の確認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名</p> <p>二 工場又は事業所の名称及び所在地</p> <p>三 発電用原子炉の名称</p> <p>四 発電用原子炉施設の解体の実施状況</p> <p>五 核燃料物質の譲渡しの実施状況</p> <p>六 核燃料物質による汚染の除去の実施状況</p> <p>七 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄の実施状況</p> <p>前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。</p> <p>(廃止措置の終了確認の基準)</p> <p>一 核燃料物質による汚染の分布状況</p> <p>二 前号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項</p> <p>第一項の申請書の提出部数は、正本及び写し各一通とする。</p> <p>(廃止措置の終了確認の基準)</p> <p>第一百二十二条 法第四十三条の三の三十四第三項において準用する法第十二条の六第八項に規定する原子力規制委員会規則で定める基準は、次の各号に掲げるところとする。</p> <p>一 核燃料物質の譲渡しが完了していること。</p> <p>二 廃止措置対象施設の敷地に係る土壤及び当該敷地に残存する施設が放射線による障害の防止の措置を必要としない状況にあること。</p> <p>三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄が終了していること。</p> <p>四 第六十七条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しが完了していること。</p> <p>(廃止措置終了確認証)</p> <p><b>第一百二十二条</b> 法第四十三条の三の三十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者は、第百十六条の規定の例により行う。</p> <p>申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> | <p><b>第一百二十三条</b> 法第四十三条の三の三十五第二項において準用する法第十二条の七第四項の規定により、法第四十三条の三の三十五第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、第百十七条の規定により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>(旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の提出期限)</p> <p><b>第一百二十四条</b> 法第四十三条の三の三十五第四項において準用する法第十二条の七第四項の規定により、法第四十三条の三の三十五第二項の規定により認可を受けた廃止措置計画について変更の認可を受けようとする者は、第百十七条の規定により申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>(旧発電用原子炉設置者等の廃止措置計画の軽微な変更)</p> <p><b>第一百二十五条</b> 法第四十三条の三の三十五第四項において準用する法第十二条の七第四項ただし、前項の変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。</p> <p>(旧発電用原子炉設置者等に係る廃止措置対象施設の維持等)</p> <p><b>第一百二十六条</b> 法第四十三条の三の三十五第四項において読み替えて準用する法第二十二条の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合(法第四十三条の三の三十四及び第四十三条の三の十六の規定の適用に係る場合に限る)は、廃止措置対象施設に性能維持施設が存在する場合とする。</p> <p>前項の場合において、法第四十三条の三の十四本文の規定は、性能維持施設に限り、適用されるものとする。</p> <p>第一項の場合において、定期事業者検査は、当該性能維持施設について、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めて行うものとする。</p> <p>(指定の申請)</p> <p><b>第一百二十七条</b> 第六十七条第五項の指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。</p> <p>(申請書及び添付書類)</p> <p><b>第一百二十八条</b> 前条の申請は、次の各号に掲げるる申請書及び添付書類を原子力規制委員会に提出して行うものとする。</p> |
|---|--|

## 一 次の事項を記載した申請書

- 一 次の事項を記載した申請書

口 一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 記録保存業務（第六十七条第五項の規定に基づき引渡しを受けた記録を保存する業務をいう。以下同じ。）を行う事務所の名称及び所在地

三 申請の日を含む事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表

四 申請の日を含む事業年度における事業計画書及び収支予算書

五 役員の氏名及び経歴を記載した書類

六 記録保存業務の実施の方法に関する計画

七 次条第一号イからハまでに掲げる事由に該当しないことを説明した書類

八 記録保存業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要を記載した書類

（指定の基準）

第一百二十九条 原子力規制委員会は、第二十七条の申請を行つた者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その指定を行うものとする。

一 次に掲げる事由に該当しないこと。

イ 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第百三十三条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

ハ その業務を行う役員のうちにイに該当する者がある者

二 その記録保存業務の実施の方法に関する計画が、記録保存業務の適確な実施のために適切なものであること。

三 前号の記録保存業務の実施の方法に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。

四 記録保存業務以外の業務を行つているときは、その業務を行うことによつて記録保存業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

関」という。)が前条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その指定記録保存機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずることを求めることができる。(指定の取消し)

**第一百三十二条** 原子力規制委員会は、指定記録保存機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十七条第五項の指定を取り消すことができる。

一 前条の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

二 第百二十九条各号の規定に適合しなくなつたとき。

三 不正の手段により第六十七条第五項の指定を受けたとき。

四 記録保存業務の全部又は一部を休止又は廃止する日の六ヶ月前までに、その旨を原子力規制委員会に届け出たとき。

(指定等の公示)

**第一百三十三条** 原子力規制委員会は、次の場合に是、その旨を官報に公示するものとする。

一 第六十七条第五項の指定をしたとき。

二 前条の規定により指定を取り消したとき。

(報告徴求)

**第一百三十四条** 原子力規制委員会は、記録保存業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるとときは、指定記録保存機関に対し、その業務の状況に関し、報告を求めることができる。

(事故・故障等の報告)

**第一百三十五条** 法第六十二条の三の規定により、発電用原子炉設置者(旧発電用原子炉設置者等を含む。次条及び第一百三十六条において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を遅滞なく、原子力規制委員会に報告しなければならない。ただし、当該事象の原因及び再発防止するために講ずる内容が、過去に発生した類似の事象により明らかであるときは、その状況及びそれに対する処置を報告することを要しない。

一 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

二 発電用原子炉の運転中において、発電用原子炉施設の故障により、発電用原子炉の運転が停止したとき若しくは発電用原子炉の運転を停止することが必要となつたとき又は五パーセントを超える発電用原子炉の出力変化が

生じたとき若しくは発電用原子炉の出力変化が必要となつたとき。ただし、次のいずれかに該当するときであつて、当該故障の状況について、発電用原子炉設置者の公表があつたときを除く。

イ 定期事業者検査(第五十五条第三項の規定を適用して行うものを除く。)の期間であるとき(当該故障に係る設備が発電用原子炉の運転停止中ににおいて機能及び作動の状況を確認することができないものである)。

ロ 運転上の制限を逸脱せず、かつ、当該故障に関して変化が認められないときであつて、発電用原子炉設置者が当該故障に係る設備の点検を行うとき。

ハ 運転上の制限に従い出力変化が必要となつたとき。

イ 発電用原子炉設置者が、安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の点検を行つた場合において、当該安全上重要な機器等が技術基準規則第十七条若しくは第十八条に定める基準に適合しないと認められたとき、当該常設重大事故等対処設備に属する機器等が技術基準規則第五十五条若しくは第五十六条に定める基準に適合していないと認められたとき又は発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。

火災により安全上重要な機器等又は常設重大事故等対処設備に属する機器等の故障があつたとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。

前三号のほか、発電用原子炉施設の故障(発電用原子炉の運転に及ぼす支障が軽微なもの)を除く。)により、運転上の制限を逸脱した場合であつて、当該逸脱に係る保安規定で定める措置が講じられなかつたとき。

六 発電用原子炉施設の故障その他不測の事態が生じたことにより、気体状の放射性廃棄物の排気施設による排出の状況に異状が認められたとき又は液体状の放射性廃棄物の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。

八 液体状の放射性廃棄物を排水施設によつて排出した場合において、周辺監視区域の外側の境界における水中的放射性物質の濃度が第九十条第七号の濃度限度を超えたとき。

九 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物(以下この条において「核燃料物質等」という。)が管理区域外で漏えいしたとき。

十 発電用原子炉施設の故障その他不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が管理区域内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき(漏えいに係る場所について人の立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が管理区域外に広がつたときを除く。)を除く。

イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかつたとき。

ロ 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る換気設備の機能が適正に維持されているとき。

ハ 漏えいした核燃料物質等の放射能量が微量のときその他の漏えいの程度が軽微などき。

十一 発電用原子炉施設の故障その他不測の事態が生じたことにより、管理区域に立ち入りたる者について被ばくがあつたときであつて、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあつては5ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超える又は超えるおそれのあるとき。

十二 放射線業務従事者について第七十九条第一項第一号の線量限度を超えて、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

十三 挿入若しくは引抜きの操作を現に行つて、当該逸脱に係る保安規定で定める操作が講じられなかつたとき。

六 その他の放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

四 核燃料物質による汚染が生じた場合には、速やかにその広がりの防止及び除去を行うこと。

三 放射線障害の発生を防止するため必要がある者及び付近にいる者に避難するよう警告すること。

二 核燃料物質を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、関係者以外の者の立入りを禁止すること。

一 発電用原子炉施設に延焼するおそれがある場合には、消防又は延焼の防止に努めるとともに、発電用原子炉施設者は、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

(危険時の措置)

**第一百三十六条** 発電用原子炉設置者は、工場又は事業所ごとに様式第二による報告書を、気体状及び液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類別の年間放出量、固体状及び液体状の放射性廃棄物の保管量等、使用済燃料の貯蔵量等、放射線業務従事者の一年間の線量分布並びに一般公衆の実効線量の評価に係るものについては毎年四月一日からその翌年の三月三十日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

二 前項の報告書の提出部数は、正本一通とする。(届出書の提出部数)

**第一百三十七条** 法第四十三条の三の八第三項、第四十三条の三の九第五項及び第四十三条の三の三の障害(放射線障害以外の障害であつて入

院治療を必要としないものを除く。)が発生し、又は発生するおそれがあるとき。





質の製錬の事業に関する規則第六条第五項の規定に基づき指定を受けている者は、平成二十一年九月三十日又はこの省令第一条の規定による改正後の核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（以下「新製錬規則」という。）第六条第五項の規定に基づき指定を受けた日の

いずれか早い日までの間は、新製錬規則第六条第五項の規定に基づき旨意を受けているものと

第五項の規定に基づき指定を受けているものとみなす。

前項の規定は、この省令の施行の際現にこの

省令第二条の規定による改正前の核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条第五項の規定に

基づき指定を受けている者、この省令第三条の

規定による改正前の使用済燃料の再処理の事業に開くべき第5項の規定に基づく指

に関する規則第八条第五項の規定に基づき指定を受けている者、この省令第四条の規定による

## 改正前の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する

する規則第七条第五項の規定に基づき指定を受けて、る者、二の省令第五条の規定による教王

に付する者との省令第三条の規定による改正前の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染さ

れた物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則

第十三條第五項の規定に基づき指定を受けてい  
る者、この省令第六条の規定による改正前の核

燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物

の廃棄物管理の事業に関する規則第二十六条第五項の規定に基づき旨三に掲げて、これらは、二〇

省令第七条の規定による改正前の使用済燃料の五項の規定に基づき指定を受けている者この

## 貯蔵の事業に関する規則第二十七条第五項の規

定に基づき指定を受けている者、この省令第八条の規定による改正前の研究開発設備にある経

電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する

規則第二十五条第五項の規定に基づき指定を受

けている者及びこの省令第九条の規定による改正前の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染

された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規

則第四十四条第五項の規定に基づき指定を受け  
て、二者二つにて進用する。

附 則  
（平成二十二年二月二六日経済産業  
省令第百四十九号）

省令第四号  
この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。

附則（平成二二年七月一日経済産業省）

二の省令は、平成二十二年十月一日から施行  
令第四二号

する。行は立所にて五日を過ぐ

附則（平成二二年一月一八日経済産業省令第5号）

業省令第五七号

この省令は、平成二十二年十一月二十五日から施行する。

**附 則** (平成二十三年三月三十日経済産業省令第一号)

(施行期日)

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

**第二条** この省令の施行の際現に法第三十七条第一項の規定により保安規定の認可を受けている者は、平成二十三年四月二十八日までに同項に規定する保安規定の変更の認可を申請しなければならない。

前項の規定による保安規定の変更の認可を申請した者については、当該申請に係る認可又は認可の拒否の処分のあつた日までの間は、第一条の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十五条の三、第十六条第一項及び第三項の規定並びに第二条の規定による改正後の研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第三十条の三、第三十六条第一項及び第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則** (平成二十三年一月二八日経済産業省令第七三号)

(施行期日)

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

この省令の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第四十三条の二第一項の規定により核物質防護規定の認可を受けている者については、この省令による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十五条の二第二項第三号の規定はこの省令の施行の日から一年間、同項第十一号の規定はこの省令の施行の日から二年間は、適用しない。この場合において、当該者は、平成二十四年九月二十七日までに、法第四十三条の二第一項に規定する核物質及び原子炉の規制に関する法律（以下

〔法〕という。第十二条の二第一項、第二十二条の六第一項、第四十三条の二第一項、第四十四条の二十五第一項、第五十条の三第一項及び第五十一条の二十三第一項の規定により核物質の防護規定の認可を受けている者については、第三条の二十第一項、第五十五条の二第一項、第四十六条及び第五号並びに同条第四項第二号及び第五号並びに第二条の規定による改正後の核原料物質の加工の事業に関する規則（以下「新製錬規則」という。）第六条の二第二項第七号及び第十四号並びに同条第四項第二号及び第五号並びに第三条の規定による改正後の核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「新加工規則」という。）第七条の九第二項第七号、第九号及び第十五号並びに同条第四項第二号及び第六号並びに第十八条号並びに同条第三項第二号及び第五号並びに第四条の規定による改正後の実用発電用原子炉の設置・運転等に関する規則（以下「新実用炉規則」という。）第十五条の二第二項第七号及び第十八号並びに同条第三項第七号及び第十九号並びに同条第三項第二号及び第五号並びに第六号並びに第七号の規定による改正後の研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置・運転等に関する規則（以下「新研究炉規則」という。）第三十五条第二項第七号及び第十五号並びに同条第三項第二号及び第五号並びに第六号並びに第七号の規定による改正後の使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（以下「新貯蔵規則」といいう。）第三十六条第二項第七号、第九号及び第十七号並びに同条第三項第二号及び第五号並びに第六号並びに第七号の規定による改正後の使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「新再処理規則」といいう。）第十六条の三第二項第七号、第九号及び第七号並びに同条第三項第二号及び第六号並びに第七条の規定による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「新第一種埋設規則」という。）第六十二条第二項第七号及び第十四号並びに同条第四項第二号及び第五号並びに第八条の規定による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（以下「新第二種埋設規則」という。）第十九条の三第二項第七号及び第十四号並びに同条第四項第二号及び第五号並びに第九条の規定による改正後の核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（以下「新廃棄物管理規則」という。）第三十三条の二第二項第七号及び第十四号並びに同条第四項第二号及び第五号の規定はこの省令の施行の日から六ヶ月間は、適用しない。この場合において、当











材の流量の変更を伴うもの	（蒸気タービンに係るもの）の改造
（4）加圧器の圧力の変更を伴うもの	造及び中欄に掲げる循環設備に係るもの
（5）一次冷却材の循環設備に係るもの	の変更を除く。）であつて、原子炉補機冷却器内の一次冷却材のものを除く。）である。
（6）主蒸気・主給水設備に係るもの	（主蒸気・主給水）又は原子炉格納容積に係るもの
（7）余熱除去設備に係るもの	（余熱除去）を監視する装置に係るもの
（8）非常用炉心冷却設備その他原子炉設備に係るもの	（非常用炉心冷却）4 加圧水型発電用注水設備に係るもの
（9）化学体積制御設備に係るもの	（化学体積制御）に係るもの
（10）原子炉補機、冷却設備（非常用のものに限る。）に係るもの	（原子炉補機、冷却設備（非常用のものに限る。））に係るもの
（11）原子炉冷却系設備（蒸気タービンを除く。）の基準又は適用規格の変更を伴うもの	（原子炉冷却系設備（蒸気タービンを除く。）の基準又は適用規格の変更を伴うものに係る。）に係るもの
（12）原子炉冷却系設備（蒸気タービンを除く。）に係る工事の方針	（原子炉冷却系設備（蒸気タービンを除く。）に係る工事の方針）に係るもの
3 蒸気タービンに係るもの	（蒸気タービンに係るもの）の改造である。
（1）給水ポンプ去設備、非常用炉心（加圧水型発電用原生炉施設に係るものに限る。）又は、補助給水設備その他の重大事故等に対処するための常	（給水ポンプ去設備、非常用炉心（加圧水型発電用原生炉施設に係るものに限る。）又は、補助給水設備その他の重大事故等に対処するための常用のものに限る。）の性能又
補助給水設備その他設置	（補助給水設備）の漏えいを監視する装置に係るもの

設施	系統施設	測制御計4
(1) 沸騰水型発電用原子炉施設	の改造（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の基本設計方針	（1）原子炉施設に係るものの改造（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）であつて、次に掲げるもの
(2) 計測制御系統施設	（2）制御材に係るもの	（1）制御方式（非常用のものに限る。又は制御方法（非常用のものに限る。）の変更を伴うもの
(3) 計測装置	（3）制御材駆動装置（非常用のものに限る。）に係るもの	（2）制御材駆動装置（非常用のものに限る。）に係るもの
(4) ほう酸水注入設備に係るもの	（4）ほう酸水注入設備に係るもの	（3）制御材駆動装置（非常用のものに限る。）に係るもの
(5) 計測装置（非常用のものに限る。）に係るもの	（5）計測装置（非常用のものに限る。）に係るもの	（4）ほう酸水注入設備に係るもの
(6) 原子炉非常停止信号の変更を伴うもの	（6）原子炉非常停止信号の変更を伴うもの	（5）計測装置（非常用のものに限る。）に係るもの
(7) 工学的安全施設その他重大事故等が発生時に自動的に作動させる設備（以下の表及び別表第二において「工学的安全施設等」という。）の起動信号の変更を伴うもの	（7）工学的安全施設（以下この表及び別表第二において「工学的安全施設等」という。）の起動信号の変更を伴うもの	（6）原子炉非常停止信号の変更を伴うもの
(8) 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の基本設計方針	（8）計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の基本設計方針	（7）工学的安全施設（以下この表及び別表第二において「工学的安全施設等」という。）の起動信号の変更を伴うもの
(9) 計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の基本設計方針	（9）計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の基本設計方針	（8）計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）の基本設計方針

は強度に影響を及ぼすもの	1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの改造(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るもの)の改造及び中欄に掲げるものを除く。)であつて、次に掲げるもの
(1) 制御方式又は制御方法の変更を伴うもの	(2) 制御材駆動装置、計測装置、制御用空気設備又は原子炉冷却材再循環ポンプ電源装置に係るもの
の	2 沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの修理(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るもの)の修理を除く。)であつて、次に掲げるもの
(1) ほう酸水注入設備(原子炉冷却材圧力バウンダリに係るものに限る。)に係るものの取替え	(2) 制御材駆動装置(非常用のためにに限る。)又はほう酸水注入設備に係るもの
の性能又は強度に影響を及ぼすもの	原子炉施設に係るものの改造(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るもの)の改造及び中欄に掲げるものを

2	加圧水型発電用原子炉施設に係るものの改造成（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るもの）の改造成を除く。）であつて、次に掲げるもの
(1)	制御方式（非常用のものに限る。）又は制御方法（非常用のものに限る。）の変更を伴うもの
(2)	制御材（制御棒又はほう酸に限る。）に係るもの
(3)	制御棒駆動装置
(4)	ほう酸注入機能を有する設備（非常用のものに限る。）に係るもの
(5)	ほう素熱再生設備に係るもの
(6)	計測装置（非常用のものに限る。）に係るもの
(7)	原子炉非常停止信号の変更を伴うもの
(8)	工学的安全施設等の作動信号の変更を伴うもの
(9)	制御用空気設備（非常用の機器への供給ラインに係るものに限る。）に係るもの
(10)	計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）に係るもの

<p>(1) 制御方式又は制御方法の変更を伴うもの</p> <p>(2) 制御材、ほう酸注入機能を有する設備（ポンプを除く）、計測装置又は制御用空気設備に係るもの</p> <p>4 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの修理（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るもの）の修理を除く。）であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) 制御棒駆動装置（原子炉冷却材圧力バウンダリに係る制御棒駆動装置ハウジングに限る。）の取替え</p> <p>(2) 制御棒駆動装置、ほう酸注入機能を有する設備（非常用の機器への供給ラインに係るものに限る。）に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの</p>
--

（1）計測制御系統施設（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く。）に係る工事の方法の変更を伴うもの

（1）計測制御装置の運転を管理するための制御装置の改造であつて、次に掲げるるもの

（1）制御方式の変更を伴うもの

（2）中央制御室機能の変更を伴うものの変更を伴うもの

（3）中央制御室外原子炉停止機能の変更を伴うもの

（4）緊急時制御室機能の変更を伴うもの

（5）発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る工事の方法の変更を伴うもの

（1）気体、液体マウントは固体廃棄物処理設備（気体廃棄物処理設備に係る容器又は原子炉格納容器バウンダリに係るものに限る。）若しくは排気筒に係るもの

（2）放射性廃棄物の廃棄施設に係る其本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの

（3）放射性廃棄物の廃棄施設に係る工事の方法の変更を伴うもの



にあつては、三十パーセント)以上の遮断電流の変更を伴うもの

7 恣断機であつて、周波数低下による事故の拡大を防止するためには設置するもののうち電気事業(電気事業法第二条第一項第十六号に規定する電気事業をいう。)の用に供する電圧三十万ボルト以上ものの設置

8 改造であつて、次に掲げるもの

(1) 常用電源設備の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの

(2) 常用電源設備に係る工事の方法の変更を伴うもの

事業法第二条第一項	
電気工作的に接続するための遮断器であつて、電圧十七万ボルト以上のものの取替え	(需要設備を除く。)
改造であつて、次に掲げるもの	2 1 設置
(1) 最高使用圧力又は最高使用温度の変更を伴うもの	(1) 最高使用圧力
(2) 再熱器の最高使用圧力又は最高使用温度の変更を伴うもの	(2) 使用圧力又は最高使用温度の変更を伴うもの
(3) 安全弁の能力の変更を伴うもの	(3) 安全弁の能力
(4) 燃料の種類(原油又は原油以外の石油(液化石油ガスを除く。)の別)の変更を伴うもの	(4) 燃料の種類(原油又は原油以外の石油(液化石油ガスを除く。)の別)の変更を伴うもの
(5) 补助ボイラに係る基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの	(5) 补助ボイラに係る基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの
(6) 补助ボイラに係る工事の方法の変更を伴うもの	(6) 补助ボイラに係る工事の方法の変更を伴うもの

(4) 水災防護設備	改造成であつて、次に掲げるもの
(1) 火災区域構造物又は火災区画構造物に係るもの	(1) 火災防護設備の基本設計方針、適用規格の変更を伴うもの
(2) 消火設備に係るもの	(2) 火災防護設備に係る工事の方法の変更を伴うもの
(3) 浸水防護施設	(3) 改造であつて、次に掲げるもの
(4) 設備(防水区画構造物又は区画排水設備に係るもの)	(1) 外郭浸水防護施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの
(5) 設備(燃料設備(貯蔵槽又は容器に係るもの))	(2) 内郭浸水防護設備の改造であつて、次に掲げるもの
(6) 設備(補機駆動用燃料設備(非常用電源(2) 補機駆動用燃料設備及び補助ボイラーや)の基本設計方	(3) 浸水防護施設に係る工事の方法の変更を伴うもの

設施炉子原用電発 2 どとこるす載記を字村町区市郡県府道へ地在所び及称名の所業事は又場工るす置設都

一項に規定するものをいう。以下同じ。)の崩壊の防止措置に関する説明書工場又は事業所の概要を明示した地図主要設備の配置の状況を明示した平面図及び断面図單線結線図(接地線(計器用変成器を除く。)について)では電線の種類、太さ及び接地の種類も併せて記載すること。)新技術の内容を十分に説明した書類発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書性に関する説明書排気中及び排水中の放射性物質の濃度に関する説明書人が常時勤務し、又は頻繁に出入する工場又は事業所内の場所における線量に関する説明書発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書放射性物質により汚染するおそれがある管理区域(第一条第二項第四号に規定する管理区域のうち、その場所における外部放射線に係る線量の

。とこるす載記に別炉子原用電へ数波周び及力出の  
發

みが同号の規定に基づき告示する線量を超えるおそれがある場所を除いた場所をいう。」並びにその地下に施設する排水路並びに当該排水路に施設する排水監視設備及び放射性物質を含む排水を完全に処理する設備の配置の概要を明示した図面

取水口及び放水口に関する説明書

設備別記載事項のうち、容量又は注入速度、最高使用圧力、最高使用温度、個数、再結合効率、加熱面積、伝熱面積、揚程又は吐出圧力、原動機の出力、外径、閉止時間、漏えい率、制限流量、落下速度、駆動速度及び挿入時間、効率定数、回転速度半減時間、慣性モーメント、設定破裂圧力並びに設計温度の設定根拠に関する説明書

環境測定装置（放射線管理用計測装置）に係るものと除く。）の構造図及び取付箇所を明示した図面

クラス1機器（技術基準規則第二条第二項第三十三号に規定するクラス1機器をいう。）

図面	及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書(クラス1機器にあつては、支持構造物を含めて記載すること。)
安全設備(技術基準規則第二条第一項第九号に規定する安全設備をいう。)及び重大事故等対処設備(設置許可基準規則第二条第二項第十四号に規定する重大事故等対処設備をいう。)が使用される条件の下における健全性に関する説明書	発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書
発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書	発電用原子炉施設の蒸気タービンポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防護に関する説明書
通信連絡設備に関する説明書及び取付箇所を明示した図面	安全避難通路に関する説明書及び安全部門を明示した図面
非常用照明に関する説明書及び取付箇所を明示した図面	全避難通路を明示した図面

本炉原子  
本子

1 炉型式、定格熱出力、過剰反応度及び反応度係数	炉施設に係るものに明書附いては、次の事項強度に関する説
2 炉心に係る次の事項	炉心形状、格子形状、燃料集合体数、炉心有効高さ及び炉心等価直径
3 燃料体の名称、種類、主要寸法及び材料	(1) 燃料体最高燃焼度(初装荷及び取替えの別並びに燃料物質の最大装荷量)
4 クスの主要寸法及び材料	(2) 燃料体最高燃料集合体の別に記載すること) 及び核燃
5 反射材の名称、種類及び組成	(3) 燃料材の最高温度
6 炉心支持構造物に係る次の事項	(4) 熱的制限値(最小限界出力比及び最大線出力密度)
(1) 炉心シユラウド及びシユラウドサポートの名称、種類、最高使用圧力、最高	燃料棒耐放射線性、耐食性その他の性能に

使用温度、主要寸法、材料及び個数	炉心支持板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
(2) 上部格子板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(3) 炉心支持板の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
(4) 原子炉圧力容器の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(5) 制御棒案内管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
(6) 中性子束計測ハウジングの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(7) 原子炉圧力容器に係る次の事項
(8) 原子炉圧力容器の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(1) 原子炉圧力容器
(9) 原子炉本体に係る工事の方法	(2) 原子炉圧力容器
(10) 原子炉本体に係る工事の方法	(3) 原子炉圧力容器に係る次の事項

種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	ロ原子炉格納容器スタビライザの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
(1) 中性子束計測ハウジングの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(2) 制御棒駆動機構の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
(3) 制御棒駆動機構の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(4) 原子炉圧力容器の蒸気乾燥器ユニット及び蒸気乾燥器ハウジングの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
(5) 制御棒駆動機構の名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	(6) 中性子束計測ハウジングの名称、種類、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
(7) 原子炉圧力容器に係る次の事項	(8) 原子炉圧力容器の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
(9) 原子炉本体に係る工事の方法	(10) 原子炉本体に係る工事の方法

名称、種類、制限流	量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所
(1) 炉心形状、燃料集合体数、炉心有効高さ及び炉心等価直径	(2) 燃料体最高燃焼度(初装荷及び取替えの別並びに燃料の別並びに燃料要素及び燃料集合体の別に記載すること)。及び核燃料物質の最大装荷量
(3) 燃料材の最高温度(制御棒クラス)の最小限界熱流束	(4) 核的・熱的制限値(制御棒クラスマックス落点時の制御棒価値及び核的エンタルピー上昇熱水路係数、最大線出力密度、水平方向ピーキング)
(5) 燃料材の最高温度(制御棒クラス)の最小限界熱流束	(6) 燃料材の最高温度(制御棒クラス)の最小限界熱流束
(7) 燃料材の最高温度(制御棒クラス)の最小限界熱流束	(8) 燃料材の最高温度(制御棒クラス)の最小限界熱流束
(9) 燃料材の最高温度(制御棒クラス)の最小限界熱流束	(10) 燃料材の最高温度(制御棒クラス)の最小限界熱流束

事項	2 炉心に係る次の事項
(1) 炉心形状、燃料集合体数、炉心有効高さ及び炉心等価直径	(2) 燃料体最高燃焼度(初装荷及び取替えの別並びに燃料の別並びに燃料要素及び燃料集合体の別に記載すること)。及び核燃料物質の最大装荷量
(3) 燃料材の最高温度(制御棒クラス)の最小限界熱流束	(4) 燃料材の最高温度(制御棒クラス)の最小限界熱流束
(5) 燃料材の最高温度(制御棒クラス)の最小限界熱流束	(6) 燃料材の最高温度(制御棒クラス)の最小限界熱流束
(7) 燃料材の最高温度(制御棒クラス)の最小限界熱流束	(8) 燃料材の最高温度(制御棒クラス)の最小限界熱流束
(9) 燃料材の最高温度(制御棒クラス)の最小限界熱流束	(10) 燃料材の最高温度(制御棒クラス)の最小限界熱流束

用 材 料 及 び 個 数	用 溫 度 、 主 要 寸 法 、
(3) 上部炉心板の 名称、種類、最高使 用圧力、最高使用温 度、主要寸法、材料 及び個数	(4) 上部炉心支持 柱の名称、種類、最 高使用圧力、最高使 用温度、主要寸法、 材料及び個数
(5) 下部炉心支持 板の名称、種類、最 高使用圧力、最高使 用温度、主要寸法、 材料及び個数	(6) 下部炉心板の 名称、種類、最高使 用圧力、最高使用温 度、主要寸法、材料 及び個数
(7) 下部炉心支持 柱の名称、種類、最 高使用圧力、最高使 用温度、主要寸法、 材料及び個数	(8) 原子炉容器本 体の名称、種類、最 高使用圧力、最高使 用温度、主要寸法、 材料及び個数並びに 監視試験片の種類、 初装荷個数及び取付 箇所
イ 支持構造物の名 称、種類、最高使 用温度、主要寸法、 材料及び個数	(2) 原子炉容器支 持構造物に係る次 の事項

## 核燃料の取扱設施及び貯蔵施設の設置

項目	内容
(3) 原子炉容器付属構造物に係る次の事項	イ 原子炉容器蓋管台の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
個数	ロ 炉内計装筒の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
(4) 原子炉容器内部構造物に係る制御棒クラスター案内管の名称、種類、主要寸法、材料及び個数	(4) 原子炉容器内部構造物に係る制御棒クラスター案内管の名称、種類、主要寸法、材料及び個数
8 原子炉本体の基本設計方針、適用基準及び適用規格	8 原子炉本体の基本設計方針、適用基準及び適用規格
9 原子炉本体に係る工事の方法	9 原子炉本体に係る工事の方法
沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあっては、次の事項	沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあっては、次の事項
1 燃料取扱設備に係る次の事項	1 燃料取扱設備に係る次の事項
(1) 新燃料又は使用済燃料を取り扱う機器の名称、種類、容量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所の名称、種類、主要寸法及び材料	(1) 新燃料又は使用済燃料を取り扱う機器の名称、種類、容量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所の名称、種類、主要寸法及び材料
(3) 使用済燃料運搬用容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽の取付箇所を明示する説明書(支持構造物を漏えいを監視する装置の構成に関する説明書、検出器の取付箇所を明示する説明書)	(3) 使用済燃料運搬用容器の名称、種類、容量、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽の取付箇所を明示する説明書(支持構造物を漏えいを監視する装置の構成に関する説明書、検出器の取付箇所を明示する説明書)

2	新燃料貯蔵設備 に係る次の事項	蔽材の種類、主要寸法、冷却方法及び材料	使用済燃料貯蔵用明書
(1)	新燃料貯蔵庫	(仮貯蔵庫を含む。) 容器の密封性を監視する装置の構成	作範囲に関する説明書
(2)	新燃料貯蔵ラックの名称、種類、警報動作範囲に関する説明書	個数	個数を示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲を示す説明書
(3)	使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書	使用済燃料貯蔵設備及び燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備	使用済燃料貯蔵用明書
(4)	使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書	燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備	使用済燃料貯蔵用明書
(5)	使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書	燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備	使用済燃料貯蔵用明書
(6)	使用済燃料貯蔵槽の放射線遮蔽材の放射線遮蔽能力に関する説明書	燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備	使用済燃料貯蔵用明書
(7)	使用済燃料貯蔵槽の遮蔽及び熱除去に関する説明書	燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備	使用済燃料貯蔵用明書

蔽材の種類、主要寸法、冷却方法及び材料	(8) 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数
(9) 使用済燃料貯蔵用容器の密封性を監視する装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数	4 使用済燃料貯蔵槽冷却淨化設備に係る次の事項
(1) 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。	(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
(3) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所	

(常設及び可搬型の別に記載すること。)	(4) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数
(5) スキマサージ槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	(6) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
(7) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	(8) 主配管(スプリーハッダを含む。)の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)
炉施設に係るものにあっては、次の事項 1 燃料取扱設備に係る次の事項	5 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格(原子炉施設に係るものにあっては、次の事項)

(1) 新燃料又は使用済燃料を取り扱う機器の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	(2) 原子炉キャビティ及び燃料取替キヤナルの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数
(3) 使用済燃料運搬用容器の名称、種類、容量、主要寸法及び材料	(4) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数
(5) 使用済燃料貯蔵用容器の名称、種類、容量、主要寸法及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	(6) 使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数
(7) 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備に係る次の事項	(8) 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備に係る次の事項
所	所

(5) 使用済燃料貯蔵用容器の名称、種類、容量、主要寸法及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	(6) 新燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数
(7) 新燃料貯蔵ラックに係る次の事項	(1) 使用済燃料貯蔵設備に係る次の事項
(8) 新燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	(2) 新燃料貯蔵ラックの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数
所	所

(5) 使用済燃料貯蔵用容器の名称、種類、容量、主要寸法及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	(6) 主要弁の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)
(7) 主配管(スプリーハッダを含む。)の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)	(8) 主配管(スプリーハッダを含む。)の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。)
(9) ポンプの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	(10) ポンプの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数
(11) ポンプの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	(12) ポンプの名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数
所	所

原子冷系炉却統設

(3) 主接管の名称、有効吸込水頭に関する説明書	最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
循環設備に係る次の蒸気タービンの振動管理に関する説明書	循環設備に係る次の蒸気タービンの振動管理に関する説明書
(1) 热交換器の名明書	热交換器の名明書
（2）ボンプの名称、(バネ式のものに限る。)	主接管の名称、有効吸込水頭に関する説明書
（3）容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	最高使用圧力 (管側及び胴側) の別に記載すること記載した書類
（4）ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	高使用圧力 (管側及び胴側) の別に記載すること記載した書類
（5）主蒸気流量制限器 (改良型沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの) の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、制限流量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所	高使用圧力 (管側及び胴側) の別に記載すること記載した書類
（6）安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆	温度 (管側及び胴側) の別に記載すること記載した書類

(4) **圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所**  
 (常設及び可搬型の別に記載すること。)

(5) **ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、箇所**  
 (常設及び可搬型の別に記載すること。)

(6) **安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、付箇所**  
 (常設及び可搬型の別に記載すること。)

(7) **主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所**  
 (常設及び可搬型の別に記載すること。)

(8) **主配管** (使用済燃料貯蔵槽の補給及び冷却に用いるものを含む。) の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料 (常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、



の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
（1-1）排風機の名稱、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
9 原子炉冷却材淨化設備に係る次の事項  
（1）熱交換器の名稱、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数  
（2）ポンプの名稱、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数  
（3）過装置の名稱、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び取付箇所  
（4）安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所  
（5）主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方

(6) 主配管の名称、所  
最高使用圧力、最高  
使用温度、外径、厚  
さ及び材料  
10 原子炉格納容  
器内の原子炉冷却材  
の漏えいを監視する  
装置の名称、種類、  
計測範囲、取付箇所  
及び個数  
11 原子炉冷却系  
統施設（蒸気タービ  
ンを除く。）の基本設  
計方針、適用基準及  
び適用規格  
12 原子炉冷却系  
統施設（蒸気タービ  
ンを除く。）に係る工  
事の方法  
加圧水型発電用原子  
炉施設に係るもの  
(蒸気タービンに係る  
ものを除く。) にあつ  
ては、次の事項  
1 一次冷却材の種  
類及び純度並びに原  
子炉容器本体の入口  
及び出口の一次冷却  
材の圧力及び温度  
2 原子炉容器本体  
の炉心の一次冷却材  
の流量  
3 加圧器の圧力  
4 一次冷却材の循  
環設備に係る次の事  
項  
(1) 蒸気発生器  
(主蒸気流量制限器が  
ある場合はその旨を  
記載すること。) の名  
称、種類、容量、最  
高使用圧力（一次側、  
二次側、管板及び伝  
熱管の別に記載する  
こと。）、最高使用温  
度、外径、厚さ及び  
材料

度（二次側、二次側、管板及び伝熱管の別に記載すること。）、加熱面積、伝熱管の本数、主要寸法、材料、個数及び取付位置（2）ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、慣性モーメント、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数（3）加圧器（スプレイがある場合はその旨を記載すること。）の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数（4）加圧器ヒータの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（比例ヒータ及び後備ヒータの別に記載すること。）（5）安全弁及び逃がし弁の名称、種類、主要寸法、材料、駆動方法、個数、取付箇所及び吹出場所（6）主要弁の名称、種類、最高使用圧力、吹出量、寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（加圧器逃がし弁にあっては、吹出圧力及び吹出量を付記すること。）

<p>(7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料</p> <p>5 (1) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所</p> <p>(2) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（主蒸気逃がし弁にあっては、吹出圧力及び吹出量を付記すること。）</p> <p>(3) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料</p> <p>6 余熱除去設備に係る次の事項</p> <p>(1) 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>(2) 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載うこと。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び</p>
--

び可搬型の別に記載すること。  
(3) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。

(4) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、材料及び個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。

(5) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、主要寸法、材料及び個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。

法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。

(9) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。

(1) ボンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。

7 非常用炉心冷却設備その他の原子炉注水設備に係る次の事項  
(1) ボンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。

型の別に記載すること。  
(6) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること）。

(7) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の場合は、付記すること）。

(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること）。  
(2) 化学体積制御設備に係る次の事項  
(1) 熱交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること）。  
(2) 泵の名称、種類、容量、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること）。  
(3) 貯蔵槽（格納容器再循環サンプル）の名称、種類、容量、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること）。

用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数及び取付箇所並びに原動機の種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。

(3) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。

(4) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。

(5) 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、主要寸法、材料及び個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。

(6) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること）。

(7) 主配管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること）。

(8) 冷却塔又は冷却池の種類、容量、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること）。

(9) 原子炉補機冷却設備に係る次の事項  
(1) 冷却塔又は冷却池の種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること）。

(4) 壓縮機の名称、出力、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所並びに可搬型の場合は、個数及び取付箇所並びに記載すること。
(5) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。
(6) ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。
(7) 安全弁の名称、種類、主要寸法、材料及び個数、最高使用温度、吹出量、驱动方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。
(8) 主要弁の名称、種類、定格出力、気筒数、最高使用温度、驱动方法、箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。
(9) 主配管の名称、最高使用圧力、最高

(10) 送風機の名称、種類、容量、主寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。
(11) 排風機の名称、種類、容量、主寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。
(12) 調速装置の種類及び可搬型の別に記載すること。
(13) 非常調速装置の種類及び可搬型の別に記載すること。
(14) 抽気量、排気圧力、回転速度並びに被動機一体の危険速度
(15) 軸の主要寸法及び材料並びに管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材
(16) 隔板、噴口、翼、車輪、円板、車軸の主要寸法及び材
(17) 用原子炉施設に係る重大事故等に対する措置
(18) 用原子炉施設に係る重大事故等に対する措置
(19) 用原子炉施設に係る重大事故等に対する措置

(4) 復水器に係る次の事項
(1) 冷却塔又は冷却池の種類、容量及び個数
(2) 蒸気タービンの附属設備に係る次の事項
(3) 次の事項
(4) 復水器に係る次の事項
(5) 次の事項
(6) 次の事項
(7) 次の事項
(8) 次の事項
(9) 次の事項
(10) 次の事項
(11) 次の事項
(12) 次の事項
(13) 次の事項
(14) 次の事項
(15) 次の事項
(16) 次の事項
(17) 次の事項
(18) 次の事項
(19) 次の事項

(1) 蒸気タービン本体に係る次の事項
(2) 蒸気タービンに係る工事の方法
(3) 蒸気タービンを除く。の基本設計方針、適用基準及び適用規格
(4) 蒸気タービンの運転設備
(5) 蒸気タービンの運転設備
(6) 蒸気タービンの運転設備
(7) 蒸気タービンの運転設備
(8) 蒸気タービンの運転設備
(9) 蒸気タービンの運転設備
(10) 蒸気タービンの運転設備
(11) 蒸気タービンの運転設備
(12) 蒸気タービンの運転設備
(13) 蒸気タービンの運転設備
(14) 蒸気タービンの運転設備
(15) 蒸気タービンの運転設備
(16) 蒸気タービンの運転設備
(17) 蒸気タービンの運転設備
(18) 蒸気タービンの運転設備
(19) 蒸気タービンの運転設備

計測制御系統施設

材料（加圧水型発電用原子炉施設に係るものであつて補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものにあつては、常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合には、個数及び取付箇所を付記すること。）

ロ 蒸気ため、ドレンタンクの最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料ハ 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所

3 蒸気タービンの基本設計方針、適用基準及び適用規格

4 蒸気タービンに係る工事の方法

沸騰水型発電用原子炉施設に係るものに係る機器（計測装置を除く。）を管理するための制御装置に係るものと、面及び系統図

（発電用原子炉の運転装置を除く。）にあつては、制御能力についての記載（最大反応度値、反応度偏差、制御能力、停止全量）

次の事項

1 制御方式及び制御方法

（1）発電用原子炉の制御方式

発電用原子炉の反応度の制御方式、ほう酸水注入の制御方式、の比率、ほう酸及びほう酸水の貯蔵量、並びにほう素濃度測定装置の根拠に関する説明書（支持構造物を含めて記載する）

発電用原子炉の圧力の制御方式、発電用原子炉の水位の制御方式及び安全保護系明書（支持構造物を含めて記載する）

その他重大事故等発生時に発電用原子炉を安全に停止するための回路（以下この書（支持構造物を含めて記載する）

表において「安全保護系等」という。)の制御方式	(2) 発電用原子炉の制御方法
制御棒の位置の制御方法、原子炉循環流量の制御方法、ほう酸水注入設備の制御方法、発電用原子炉の圧力の制御方法、ほう水の制御方法及び安全保護系等の制御方法	制御棒の位置の制御方法、原子炉循環流量の制御方法、ほう酸水注入設備の制御方法、発電用原子炉の圧力の制御方法、ほう水の制御方法及び安全保護系等の制御方法
2 制御材に係る次の事項	2 制御材に係る次の事項
(1) 制御棒の名称、種類、組成、反応度偏差及び一本の別に記載すること。	(1) 制御棒の名称、種類、組成、反応度偏差及び一本の別に記載すること。
（2）ほう酸水の名称、種類、組成、反応度偏差、負の反応度添加率及び貯蔵量	（2）ほう酸水の名称、種類、組成、反応度偏差、負の反応度添加率及び貯蔵量
3 制御材駆動装置に係る次の事項	3 制御材駆動装置に係る次の事項
(1) 制御棒駆動機構の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数、取付箇所、駆動速度及び挿入時間並びに電動駆動の場合にあつては原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型)の別に記載すること。	(1) 制御棒駆動機構の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数、取付箇所、駆動速度及び挿入時間並びに電動駆動の場合にあつては原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型)の別に記載すること。
(2) 制御棒駆動水圧設備に係る次の事項	(2) 制御棒駆動水圧設備に係る次の事項

イ　ポンプの名称、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。

ロ　容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。

ハ　ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。

ニ　主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。

ホ　主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること）。

オ　ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所を記すこと。

4　ほう酸水注入設備に係る次の事項

- (1) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所を記すこと。

度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
(3) 安全弁及び逃げ弁の名称、種類、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
(5) 主接管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合には、個数及び取付箇所を付記すること。）  
5 計測装置に係る次の事項（警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。）  
(1) 起動領域計測装置（中性子源領域計測装置、中間領域計測装置）及び出力

領域計測装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
（2）原子炉圧力容器本体の入口又は出口の原子炉冷却材の圧力、温度又は流量（代替注水の流量を含む。）を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
（3）原子炉圧力容器本体内の圧力又は水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
（4）原子炉格納容器本体内の圧力、温度、酸素ガス濃度又は水素ガス濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
（5）非常用炉心冷却設備その他の原子炉注水設備に係る容器内又は貯蔵槽内の水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
（6）原子炉冷却材淨化設備に係る原子

（7）原子炉冷却材  
再循環流量（改良型  
沸騰水型発電用原子  
炉施設に係るものに  
あつては、炉心流量）  
を計測する装置の名  
称、検出器の種類、計  
測範囲、個数及び取付  
箇所（常設及び可搬  
型の別に記載するこ  
と。）

（8）制御棒の位置  
を計測する装置の名  
称、検出器の種類、  
計測範囲、個数及び  
取付箇所（常設及び  
可搬型の別に記載す  
ること。）

（9）制御棒駆動水  
の圧力を計測する装  
置の名称、検出器の  
種類、計測範囲、個  
数及び取付箇所（常  
設及び可搬型の別に  
記載すること。）

（10）原子炉格納  
容器本体への冷却材  
流量を計測する装置  
の名称、検出器の種  
類、計測範囲、個数  
及び取付箇所（常設  
及び可搬型の別に記  
載すること。）

（11）原子炉格納  
容器本体の水位を計  
測する装置の名称、  
検出器の種類、計測  
範囲、個数及び取付  
箇所（常設及び可搬  
型の別に記載するこ  
と。）

(12) 原子炉建屋内の水素ガス濃度を計測する装置の名称  
検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

6 原子炉非常停止信号の種類、検出器の種類、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）、原子炉非常停止に要する信号の停止に要する信号の個数及び設定値並びに原子炉非常停止信号を発信させない条件の起動信号の種類、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）、工学的安全施設等の起動信号を発信させない条件

7 工学的安全施設等の起動信号の種類、検出器の種類、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）、工学的安全施設等の起動信号を発信させない条件

8 制御用空気設備に係る次の事項

(1) 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(3) 安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。

(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。

(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること）。

9 原子炉冷却材再循環ポンプ電源装置  
に係る次の事項

(1) 原子炉冷却材再循環ポンプ可変周波数、電圧、相、周波数、個数及び取付箇所（電圧、相及び周波数は入力及び出力の別に記載すること）。

(2) 原子炉冷却材再循環ポンプ MG セットの名称、発電機の種類、容量、主要寸法、回転速度及び個数並びに原動機の種類、容量、主要寸法、電圧、個数及び取付箇所（可変流体继手を有する場合は、種類、出力 すくい）。

（2）管速度及び個数を記載すること。）	（10）計測制御系統の運転を管理するたびに、（発電用原子炉の基本設計方針、適用基準及び適用規格の制御装置を除く）の運転を管理するたびに記載すること。
（1）計測制御系統の運転を管理するたびに記載すること。	（1）計測制御系統の運転を管理するたびに記載すること。

（2）ほう酸の名称、種類、組成、反応度、制御能力、停止余裕、貯蔵量、負の反応度、添加率及び出力運転時のはう素濃度。	（3）バーナブルボイズンの名称、種類、組成、反応度制御能力、主要寸法及び個数、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。
（1）主弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。	（4）安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。

（1）主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること）。	（5）主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること）。
（2）原子炉容器本体の入口又は出口の一次冷却材の圧力、温度又は流量（代替注水の流量を含む）。）	（6）主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること）。

（1）中性子源領域計測装置、中間領域計測装置及び出力領域計測装置の名称、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。	（1）中性子源領域計測装置、中間領域計測装置及び出力領域計測装置の名称、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。
（2）原子炉容器本体の入口又は出口の一次冷却材の圧力、温度又は流量（代替注水の流量を含む）。）	（2）原子炉容器本体の入口又は出口の一次冷却材の圧力、温度又は流量（代替注水の流量を含む）。）

可搬型の別に記載すること。

(6) 非常用炉心冷却設備その他の原子炉内又は貯蔵槽内の水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
(7) 原子炉補機冶却設備に係る容器内の圧力又は水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
(8) 蒸気タービンの附属設備に係る貯水設備内の圧力又は水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
(9) 蒸気発生器内の水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
(10) 主蒸気の圧力、温度又は流量を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
(11) 補助給水流を計測する装置の名称

(12) ほう酸注入機能を有する設備に係る容器内の水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(13) 原子炉格納容器本体への冷却水流量を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(14) 原子炉格納容器本体の水位を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(15) 圧力低減設備その他の安全設備に係る熱交換器の入口又は出口の温度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(16) 二次格納施設内の水素ガス濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

<p>（3） 安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p> <p>（4） 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>	<p>8 件 工学的安全施設等の作動信号の種類、検出器の種類、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）、工学的安全施設等の作動信号の個数及び設定値並びに原子炉非常停止信号を発信させない条件</p> <p>9 件 制御用空気設備に係る次の事項</p> <p>（1） 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに記載すること。</p> <p>（2） 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）</p>
--	--

の棄性放  
廃物廃射

(4) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所(常設及び可搬型別に記載すること。)	
(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合、個数及び取付箇所を付記すること。)	
10 計測制御系統	施設(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置を除く)の基本設計方針、適用基準及び適用規格
1 計測制御系統	施設(発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものにあつては、次の事項
1 制御方式	1 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能
2 作機能	3 緊急時制御室操作機能
3 4 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る工事の方法	1 気体、液体又は固体廃棄物貯蔵設備に係る次の事項
	(流体状の放射性廃棄物の漏えいの

ること)、最高使用温度(管側及び筒側の別に記載すること)、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数(2)ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力(真空度)、最高使用温度(真空度)、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数(3)圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数(4)容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法(5)流体状の放射性廃棄物の運搬用容器(放射性物質の濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル以上)の流体状の場合にあつては、内包するものに限る)の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、冷却方法、主要寸法(6)固体状の放射性廃棄物(原子炉冶

(7) 貯蔵槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数並びに放射線遮蔽材の種類、冷却方法、主要寸法及び材料

(8) ろ過装置の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数並びに漏えい防止のための制御方法

(9) 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び材料

(10) 主配管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

(11) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(12) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(13) プロワの名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(14) 減容・固化設備に係る焼却装置、

（13）までに掲げる  
もの以外の主要機器  
の名称、種類、容量  
又は処理能力、主要  
寸法、材料及び個数  
並びに原動機の種類、  
出力及び個数

（15）排気口の名  
称、種類、主要寸法、  
材料及び個数

（16）排気筒の名  
称、種類、主要寸法、  
材料及び個数（内筒  
及び外筒の別に記載  
すること。）

3 暖<sup>ヒート</sup>その他の設備  
に係る次の事項

（1）原子炉格納容  
器本体外に設置され  
る流体状の放射性廢  
棄物（気体状のもの  
を除く。以下同じ。）  
を内包する容器（放  
射性物質の濃度が三  
十七キロベクレル毎  
立方センチメートル  
以上の流体状の放射  
性廢棄物を内包する  
ものに限る。）からの  
流体状の放射性廢棄  
物の漏えいの拡大を  
防止するため施設を  
する壠<sup>ヒート</sup>の名称、主  
要寸法、材料及び取付  
箇所並びに床面及び  
壁面の塗装の範囲及  
び材料

（2）原子炉格納容  
器本体外に設置され  
る流体状の放射性廢

## 設 理 線 放 施 管 射

棄物を内包する容器からの流体状の放射性廃棄物運搬用容器にあつては、流体状の放射性廃棄物の施設外への漏えいを防止するためには施設する。	（放射性廃棄物運搬用容器にあつては、流体状の放射性廃棄物の施設外への漏えいを防止するためには施設する）
主要寸法、材料及び付箇所並びに床面及び壁面の塗装の範囲及び材料	主要寸法、材料及び付箇所並びに床面及び壁面の塗装の範囲及び材料
4 原子炉格納容器	4 原子炉格納容器
本体外の廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処理設備からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は警報装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数	本体外の廃棄物貯蔵設備又は廃棄物処理設備からの流体状の放射性廃棄物の漏えいの検出装置又は警報装置の名称、種類、計測範囲、取付箇所及び個数

放射性廃棄物の方法	放射性廃棄物の方法
沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項	沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項
1 放射線管理用計測装置に係る次的事項（警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること）	1 放射線管理用計測装置に係る次的事項（警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること）
2 放射線管理用計測装置の構成に関すること	2 放射線管理用計測装置の構成に関すること
（1）プロセスマニピューラリング設備に係る次の事項	（1）プロセスマニピューラリング設備に係る次の事項
主蒸気管中の放射性物質濃度を計測する装置の種類、検出器の名称、検出器を明示した図面並びに計測範囲及び付箇所を記載する。	主蒸気管中の放射性物質濃度を計測する装置の種類、検出器の名称、検出器を明示した図面並びに計測範囲及び付箇所を記載する。

（2）エリヤモニタリング設備に係る次の事項	（2）エリヤモニタリング設備に係る次の事項
中央制御室の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数	中央制御室及び緊急時制御室の居住空間に放出する排水中算書又は排気中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数
（3）固定式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること。）及び個数	（3）固定式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること。）及び個数
（4）移動式周辺モニタリング設備の名称、計測範囲、個数及び監視・記録の場所を付記すること。）及び個数	（4）移動式周辺モニタリング設備の名称、計測範囲、個数及び監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

（1）緊急時制御室の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数	（1）緊急時制御室の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）及び個数
（2）主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	（2）主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
（3）送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所を付記すること。	（3）送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所を付記すること。
（4）原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	（4）原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

（5）主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること。）	（5）主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること。）
（6）送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所を付記すること。	（6）送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所を付記すること。
（7）原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	（7）原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
（8）主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること。）	（8）主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること。）
（9）送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所を付記すること。	（9）送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所を付記すること。

（5）排風機の名称、所並びに原動機の種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）並びに設計上の空気の流入率
（6）フィルター（公衆の放射線障害の防止及び中央制御室の従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。）並びに記載すること。
3 生体遮蔽装置（一次遮蔽、二次遮蔽、補助遮蔽、中央遮蔽並びに緊急時制御室及び緊急時対策装置の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すこと。）

（1）プロセスモニタリング設備に係る次の事項
イ 主蒸気管中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

（2）エリアモニタリング設備に係る次の事項
ハ 蒸気発生器プロダクション水中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）

（4）移動式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）
（3）固定式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（常設及び可搬型の別を記載し、監視・記録の場所を付記すること。）

計測範囲、個数及び  
取付箇所  
2 換気設備（中央  
制御室、緊急時制御  
室及び緊急時対策所  
に設置するもの（非  
常用のものに限る。）  
並びに放射性物質に  
より汚染された空気  
による放射線障害を  
防止する目的で給気  
又は排気設備として  
設置するもの。一時  
的に設置する可搬型  
のものを除く。）に係  
る次の事項  
（1）容器（中央制  
御室、緊急時制御室  
及び緊急時対策所の  
加圧を目的として設  
置するものに限る。）  
の名称、種類、容量、  
最高使用圧力、最高  
使用温度、主要寸法、  
材料、個数及び取付  
箇所（常設及び可搬  
型の別に記載すること。）  
（2）主要弁の名称、  
種類、最高使用圧力、最高  
使用温度、外径、厚  
さ及び材料（常設及  
び可搬型の別に記載  
し、可搬型の場合は、  
個数及び取付箇所  
の別に記載すること。  
付記すること。）  
（4）送風機の名称、  
種類、容量、主要寸  
法、個数及び取付箇

放射線管理施設に係る工事の方法 黒鉛減速炭酸ガス冷却型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項

1 放射線管理用計測装置に係る次の事項（警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること）

(1) プロセスマニタリング設備（放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度を計測する装置に限りる。）の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること）及び個数

(2) エリアモニタリング設備に係る次の事項

イ 中央制御室の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲の取付箇所（監視・記録の場所を付記すること）及び個数

ロ 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の人との放射線防護を目的として線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること）及び個数

(3) 固定式周辺モニタリング設備の名

設納爐原  
施格子

計測範囲、取付箇所 (監視・記録の場所を付記すること。) 及び個数	(4) 移動式周辺モニタリング設備の名稱、検出器の種類、計測範囲及び個数
3 放射線管理施設に係る工事の方法	沸騰水型発電用原子炉施設に係るものに係る機器の配置をあつては、次の事項
1 原子炉格納容器に係る次の事項	1 原子炉格納容器
(1) 原子炉格納容器の名称、種類	原子炉格納施設に係るものに係る機器の配置を明示した図面及び系統図
最高使用圧力、最高使用温度、設計漏えい率、主要寸法、材料及び個数(ドライと)。	耐震性に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること)。
ウェル及びサブレット構造図	强度に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること)。
シヨンブルの最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び材料を付記すること	原子炉格納施設の構造図
(2) 機器搬出入の名称、最高使用圧力、最高使用温度、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	破壊防止に関する規定を記載すること。
(3) エアロゾクの名称、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	に関する説明書(安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書)
(4) 原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部の名称、個数、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数	原子炉格納施設の基礎に関する説明書及びその基礎の状況を明示した図面

構成、主要寸法及び 材料の名称、主要寸法及 び個数	原子炉建屋に係 る次の事項
(1) 原子炉建屋原 子炉棟の名称、種類、 設計気密度、主要寸 法、材料及び個数	(2) 機器搬出入口
(3) エアロソックの 名称、主要寸法及び 個数	(4) 原子炉建屋基 礎、スラブの名称、種 類、主要寸法及び材 料
(5) 壓力低減設備そ の他の安全設備に係 る次の事項	(1) 真空破壊装置 の名称、種類、主要 寸法、材料、駆動方 法、個数及び取付箇 所
(6) ベント管の名 称、種類、最高使用 圧力、最高使用温度、 主要寸法、材料及び 個数	(2) ダイヤフラム フロアの名称、種類、 設計差圧、主要寸法 及び材料
(7) ベント管の名 称、種類、最高使用 圧力、最高使用温度、 主要寸法、材料及び 個数	(3) ダウンカマの 名称、種類、最高使 用圧力、最高使用温 度、主要寸法、材料 及び個数
(8) 原子炉格納容 器安全設備に係る次 の事項	(9) 原子炉建屋に係 る次の事項

(バネ式のものに限る。)

イ 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ロ 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）、最高使用温度、主要寸法、材料、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）、ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）、圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）、本容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）、貯蔵槽の名称、種類、容量、最高使

用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数、  
トロ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、  
度、主要寸法、材料、個数及び可搬型の別に記載すること。  
チ 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、  
吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。  
リ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。  
ヌ 主配管（スプレイヤヘンダを含む。）の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること）。  
ル 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。  
ヲ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。

類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(7) 放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備に係る次の事項

イ 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ロ 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ハ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

ニ 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

原動機の種類、出力、個数及び取付箇所

(常設及び可搬型の別に記載すること。)  
ホ 加熱器の名称、種類、容量、最高使用度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所  
（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
ヘ 容器の名称、種類、容量、最高使用度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所  
（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
ト 蒸発器の名称、種類、容量、最高使用度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所  
（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
チ 加温器の名称、種類、容量、最高使用度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所  
（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
リ 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所  
（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
ヌ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所  
（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
ル 主配管の名称、最高使用圧力、最高

使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）ヲプロワの名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）ワ再結合装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度（再結合効率、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに電熱器の名称、種類、容量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）カ送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）ヨ排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）タフィルター（公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び

可搬型の別に記載すること。) (8) 原子炉格納容器調気設備に係る次の事項  
 イ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数  
 ロ 蒸発器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数  
 ハ 加温器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数  
 ニ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料  
 モ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料  
 (9) 圧力逃がし装置に係る次の事項  
 イ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び可搬型の別に記載すること。  
 ロ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法及び個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)

ハ 定破裂圧力、主要寸法、材料、個数及び取付箇所  
ニ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）  
ホ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
ヘ フィルター（公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
四 原子炉格納施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格  
五 原子炉格納施設に係る工事の方法  
六 加圧水型発電用原子炉施設に係るものにあっては、次の事項  
一 原子炉格納容器に係る次の事項  
(1) 原子炉格納容器の本体の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、設計計画漏えい率、主要寸法、材料及び個数  
(2) 機器搬出入口の名称、最高使用压

（3）エアロゾックの名称、最高使用圧力、主要寸法、材料及び個数
（4）原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部の名称又は貫通部番号、種類、個数、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数
（1）プレストレストコンクリート製格納容器に係るアニユラス区画構造物の名称、種類、設計負圧、設計温度、主要寸法及び材料
（2）鋼製格納容器に係る次の事項
（3）ハイブリッド型格納容器に係る外周コンクリート壁の名称、種類、設計圧力、主要寸法及び材料
（1）格納容器安全設備に係る次の事項
（イ）冷却塔又は冷却池の種類、容量、入出力及び出口の冷却水の他の安全設備に係る次の事項

標準温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
ロ 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
ハ ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
ニ 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
ホ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
ヘ 貯蔵槽の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数

ト ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
チ 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
ツ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
リ リ、主配管の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
ヌ ル送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所を付記すること。  
ヲ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2) アイスコンデンサ設備に係る次の事項	
上部、下部及び	アイスコンデンサの主要寸法及び材料
アイスコンデンサの上部デッキドアの主	ロ 下部入口ドア、中間デッキドア及び
要寸法及び材料	上部デッキドアの主
アイスバスクケットの種類、主要寸法及	ロ 下部入口ドア、中間デッキドア及び
材料及び個数	アイスコンデンサの主要寸法
ニアエアリターンファンの名称、種類	アイスコンデンサの主要寸法
アンの名称、種類、主	アイスコンデンサの主要寸法
容量、主要寸法及び	アイスコンデンサの主要寸法
個数	アイスコンデンサの主要寸法
ホース空気冷却ファン	アイスコンデンサの主要寸法
クーラの名称、種類	アイスコンデンサの主要寸法
容量、主要寸法及び	アイスコンデンサの主要寸法
個数	アイスコンデンサの主要寸法
ヘッドレン管の主要	アイスコンデンサの主要寸法
寸法、材料及び個数	アイスコンデンサの主要寸法
(3) 真空逃がし装置の名称、種類、主	アイスコンデンサの主要寸法
要寸法、材料、駆動	アイスコンデンサの主要寸法
方法、個数及び取付	アイスコンデンサの主要寸法
箇所	アイスコンデンサの主要寸法
(4) 放射性物質濃	アイスコンデンサの主要寸法
度制御設備及び可燃	アイスコンデンサの主要寸法
性ガス濃度制御設備	アイスコンデンサの主要寸法
並びに格納容器再循	アイスコンデンサの主要寸法
環設備に係る次の事	アイスコンデンサの主要寸法
項	アイスコンデンサの主要寸法
イ 冷却塔又は冷却	アイスコンデンサの主要寸法
池の種類、容量、入	アイスコンデンサの主要寸法
口及び出口の冷却水	アイスコンデンサの主要寸法
標準温度、設計外気	アイスコンデンサの主要寸法
温度、主要寸法、個	アイスコンデンサの主要寸法
数並びに取付箇所	アイスコンデンサの主要寸法
(常設及び可搬型の別)	アイスコンデンサの主要寸法
に記載すること。)	アイスコンデンサの主要寸法
ロ 热交換器の名称、	アイスコンデンサの主要寸法
種類、容量、最高使	アイスコンデンサの主要寸法
用圧力(管側及び循環	アイスコンデンサの主要寸法
側の別に記載するこ	アイスコンデンサの主要寸法

と。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）、ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）、圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）、加熱器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）、容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）、蒸発器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）。

チ 加温器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）リ 安全弁及び逃がし弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）ヌ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）ル 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載すること。）ヲ 再結合装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、再結合効率、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）ワ プロワの名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

取付箇所（常設及び可搬型）の別に記載すること。送風機の名称、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型）の別に記載すること。ヨ排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型）の別に記載すること。タフィルター（公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型）の別に記載すること。（5）圧力逃がし装置に係る次の事項イ容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数及び取付箇所（常設及び可搬型）の別に記載すること。ロ主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型）の別に記載すること。ハ圧力開放板の設定破裂圧力、主要寸法

# 備 源 用 非 1 施 附 炉 原 電 他 そ 設 電 常 設 屬 の 子 用 発 の

<p>二 取付箇所、材料、個数及び 最高使用圧力、最高 使用温度、外径、厚 さ及び材料（常設及 び可搬型の別に記載 し、可搬型の場合は、 個数及び取付箇所を 付記すること。）</p> <p>ホ 排風機の名称、 種類、容量、主要寸 法、個数及び取付箇 所並びに原動機の種 類、出力、個数及び 取付箇所（常設及び 可搬型の別に記載す ること。）</p> <p>ヘ フィルター（公 衆の放射線障害の防 止を目的として設置 するものに限る。）の 名称、種類、効率、 主要寸法、個数及び 取付箇所（常設及び 可搬型の別に記載す ること。）</p> <p>4 原子炉格納施設 の基本設計方針、適 用基準及び適用規格</p> <p>5 原子炉格納施設 に係る工事の方法</p>	<p>1 常用電源設備と の切換方法</p> <p>2 非常用発電装置 に係る次の事項</p> <p>（1）ガスタービン に係る次の事項</p> <p>イ ガスタービンの 種類、出力、入口及 る説明書</p> <p>系 統図</p> <p>非常用電源設備に 係る機器の配置を 明示した図面及び 出力の決定に関する 説明書</p>
---	--

寸法及び材料（常設構造図及び可搬型の別に記載する。）	取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	度、設計外気温度、耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）
載し、可搬型の場合算書（パネ式のものは、個数及び取付箇所を付記すること。）	回転速度、被動機一體の危険速度、排出ガス量、個数並びにこと。	（支持構造物を含めて記載すること。）
常調速装置の種類	取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	燃料系統図
ニ ガスター・ビンに附属する熱交換器の種類、入口及び出口の温度、最高使用圧力（一次側及び二次側の別に記載すること。）、最高使用温度（二次側及び二次側の別に記載すること。）、主要寸法、材料、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	回転速度、被動機一體の危険速度、排出ガス量、個数並びにこと。	（支持構造物を含めて記載すること。）
1 空気だめ及びガスだめの種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	（支持構造物を含めて記載すること。）
2 空気だめ及びガスだめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	回転速度、被動機一體の危険速度、排出ガス量、個数並びにこと。	（支持構造物を含めて記載すること。）

3 空気圧縮機の種類、及び容量、吐出圧力、個池の種類、容量、個数及び取付箇所（當設及び可搬型の別に記載すること。）

4 冷却塔又は冷却池の種類、容量、個数及び取付箇所（當設及び可搬型の別に記載すること。）

ガス圧縮機に係る次の事項

1 種類、入口及び出口の温度、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

2 中間冷却器の最高使用圧力、主要寸法及び材料

ト ガスタービンに附属する管に係る次の事項

1 主要な管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）

2 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出力量、吹出量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

(2) 内燃機関に係る次の事項

イ 機関の名称、種類、出力、回転速度、燃料の種類及び使用量、個数並びに取付箇所並びに過給機の種類、出力、回転速度、個数及び回転速度、個数及び

可搬型の別に記載すること。)  
 ロ 調速装置及び非常調速装置の名称及び非常取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)  
 ハ 内燃機関に附属する冷却水設備の名称、種類、容量、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)  
 ニ 内燃機関に附属する空気圧縮設備に関する次の事項  
 1 空気だめの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)  
 2 空気だめの安全弁の名称、種類、吹出圧力、吹出量、主尺寸法、材料個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)  
 3 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)  
 ホ 燃料ディタンク又はサービスタンクの名称、種類、容量最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)  
 (3) ガスターイン及び内燃機関以外を

(4) 燃料設備に係る次の事項  
イ ボンブの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。

ロ 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること）。

ハ 貯蔵槽の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料度及び個数

ニ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること）。

(5) 発電機に係る次の事項  
イ 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧、周波数、回転速度、結線法、冷却方法、個数及び取付箇所

(常設及び可搬型の別に記載すること。)
ロ 励磁装置の名称、種類、容量、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
ハ 保護継電装置の名称及び種類
ニ 原動機との連結方法
(6) 冷却設備に係る次の事項
イ 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料、個数、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
ハ ろ過装置の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）
二 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方

ホ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、取付箇所を付記すること。）  
ヘ 冷却塔又は冷却池の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法、個数並びに取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
ト 送風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
チ 排風機の名称、種類、容量、主要寸法、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）  
3 その他の電源装置（非常用のものに限る。）に係る次の事項  
(1) 無停電電源装置の名称、種類、容量、電圧、周波数、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）

常電設備 2

(2) 電力貯蔵装置の名称、種類、容量、電圧、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	4 非常用電源設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格	5 非常用電源設備に係る工事の方法
1 発電機に係る次の項目	常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面	常用電源設備に係る機器の配置を明示した図面
(1) 発電機の種類、容量、力率、電圧、周波数、回転速度、結線法及び冷却の場合は、出力	耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）	耐震性に関する説明書（支持構造物を含めて記載すること。）
(2) 励磁装置の種類、容量、回転速度	明書（電力系用）	明書（電力系用）
駆動方法及び個数	明書（電磁誘導電圧計算書）	明書（電磁誘導電圧計算書）
(3) 保護継電装置の種類	明書（電力系用）	明書（電力系用）
(4) 原動機との連絡方法	明書（電力系用）	明書（電力系用）
2 変圧器に係る次の項目	短絡強度計算書	短絡強度計算書
(1) 変圧器の種類	算書	算書
容量、電圧（一次、二次及び三次の別に記載し、電圧調整装置を有するものの場合は、電圧調整範囲及びタップ数を付記すること。）、相、周波数、結線法、冷却法、個数及び取付箇所並びに電気事業の用に供するものについては、常用及び予備の別	三相短絡容量計算書	三相短絡容量計算書
(2) 保護継電装置の種類		
3 遮断器に係る次の項目		

ラボ補助

(1) 電圧、電流、遮断電流、遮断時間、個数	遮断器の種類、 常用電源設備の基準及び適用規格
(2) 保護繼電装置	の種類 及び取付箇所 係る工事の方法
1 極間遮断器の種類、最大蒸発量、最高使用圧力、最高使用温度、伝熱面積、排出ガス量及び個数	補助ボイラーに附属する主配管の配管の概要を明示し、図面及び系統図
2 再熱器の通過蒸気量、最高使用圧力、最高使用温度及び伝熱面積	再熱器の通過蒸気量、最高使用圧力、最高使用温度及び伝熱面積に属する燃料系統図
3 節炭器の伝熱面構造図	補助ボイラーに属する主配管の配管の概要を明示し、図面及び系統図
4 脱硫装置の概要	脱硫装置の概要を明示し、図面及び系統図
5 安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、管の主要寸法及び材料	安全弁の吹出量計測方法に関する説明書
6 補助ボイラーに附属する給水設備に係る次の事項	算書(バネ式のものに限る。)
(1) 給水ポンプの種類、容量及び個数	補助ボイラーの基礎に関する説明書
(2) 脱水設備の種類、容量及び個数	補助ボイラーに動機の種類及び出力
7 補助ボイラードライバーに附属する熱交換器に係る次の事項	制御方法に関する説明書
(1) 種類、発生蒸気量、入口及び出口の温度、最高使用圧力(一次側及び二次側の別に記載すること。)、最高使用温度(一次側及び二次側の別に記載すること。)、別に記載すること。	算書(バネ式のものに限る。)

主要寸法、材料並びに個数	(2) 蒸気を発生する熱交換器の安全弁の種類、吹出圧力、通風機の種類及び個数
付箇所	8 助ボイラーに附属する通風設備の種類、吹出量、個数及び取出付箇所
吹出量、個数及び取付箇所	9 助ボイラーに附属する空気圧縮設備及びガス圧縮設備に係る次の事項
吹出量、個数及び取付箇所	(1) 空気だめ及びガスだめの種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料及び個数
吹出量、個数及び取付箇所	(2) 空気だめ及びガスだめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所
吹出量、個数及び取付箇所	(3) 空気圧縮機及びガス圧縮機の種類、容量、吐出圧力及び個数
吹出量、個数及び取付箇所	10 助ボイラーに附属する管等に係る次の事項
吹出量、個数及び取付箇所	(1) 主配管の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
吹出量、個数及び取付箇所	(2) 蒸気だめ、減圧装置及び減温装置の最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料
吹出量、個数及び取付箇所	(3) 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数に係る次の事項

4 災防 設備

(1) 原油用又は原油以外の石油(液化石油ガスを除く。)用	輸送装置及びバーナーの種類、容
量及び個数並びに原	油及び原油以外の石
油(液化石油ガスを除く。)の発熱量	油(液化石油ガスを除く。)の発熱量
(3) 熱交換器の種	類及び個数
1 2 その他の燃料	の燃焼用機器に係る
の燃焼量	の燃焼用機器に係る
1 3 燃料運搬設備	輸送装置及び燃焼器
に係る油の輸送管で	の種類、容量及び個
あつて、外径三百ミ	数並びにその他燃料
リメートル以上のも	の発熱量
の最高使用圧力、	の燃焼用機器に係る
最高使用温度、外径、	輸送装置及び燃焼器
厚さ及び材料	の種類、容量及び個
1 4 燃料貯蔵設備	数並びにその他燃料
に係る油タンクの種	の燃焼用機器に係る
類、容量及び個数	輸送装置及び燃焼器
1 5 補助ボイラ	の種類、容量及び個
の基本設計方針、適	数並びにその他燃料
用基準及び適用規格	の燃焼用機器に係る
1 6 補助ボイラ	輸送装置及び燃焼器
に係る工事の方法	の種類、容量及び個
1 火災区域構造物	数並びにその他燃料
及び火災区域構造物	の燃焼用機器に係る
の名称、種類、主要	輸送装置及び燃焼器
寸法及び材料	の種類、容量及び個
(1) ボンプの名称、	数並びにその他燃料
種類、容量、揚程又	の燃焼用機器に係る
は吐出圧力、最高使	輸送装置及び燃焼器
用圧力、最高使用温	の種類、容量及び個
度、主要寸法、材料と。	数並びにその他燃料
2 消火設備に係る	の燃焼用機器に係る
次の事項	輸送装置及び燃焼器
(1) ボンプの名称、	の種類、容量及び個
種類、容量、揚程又	数並びにその他燃料
は吐出圧力、最高使	の燃焼用機器に係る
用圧力、最高使用温	輸送装置及び燃焼器
度、主要寸法、材料と。	の種類、容量及び個
個数及び取付箇所並	数並びにその他燃料
びに原動機の種類、	の燃焼用機器に係る
安全弁及び逃がし	輸送装置及び燃焼器
弁の吹出量計算書	の種類、容量及び個
出力、個数及び取付	数並びにその他燃料

施設防護浸水 5

(2) 容器の名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所	(常設及び可搬型の別に記載すること。)
(3) 貯藏槽の名称、種類、容量、主要寸法、材料及び個数	(常設及び可搬型の別に記載すること。)
(4) 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量、個数及び取付箇所(常設及び可搬型の別に記載すること。)	(常設及び可搬型の別に記載すること。)
(5) 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料(常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合には、個数及び取付箇所を付記すること。)	(常設及び可搬型の別に記載すること。)
1 外郭浸水防護設備の名称、種類、主なる機器の配置を明示した図面及び系 要寸法及び材料 2 内郭浸水防護設備に係る次の事項 (1) 防水区画構造 物の名称、種類、主 要寸法、材料及び取 付箇所 (2) 区画排水設備 に係る次の事項 イ ポンプの名称、 種類、容量、揚程又 はと。	耐震性に関する説 明書(支持構造物を含めて記載するこ と。)

のるにラボ補及設電常へ備料用駆補 6  
をも係イ助ひ備源用非 設燃動機

は吐出圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、出力、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	構造図
ロ 主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。）	
ハ 主配管の名称、最高使用圧力、最高使用温度、外径、厚さ及び材料（常設及び可搬型の別に記載し、可搬型の場合は、個数及び取付箇所を付記すること。）	
3 浸水防護施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格	
4 浸水防護施設に係る工事の方法	
1 燃料設備に係る工事の項目	補機駆動用燃料設備に係る機器の配置を明示した図面
(1) ポンプの名称種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所並びに原動機の種類、強度に関する説明	明書（支持構造物を含めて記載すること。）
(2) 容器の名称、構造図	書（支持構造物を含めて記載すること。）



び可搬型の別に記載通知書又は特定機器型式(式)すること。) 証明変更承認通知書の

側の別に記載するこる条件の下における健全と。主要寸法、材性に関する説明書

温度、外径、厚さ及び  
材料（常設及び可

原動機の種類、出力  
及び個数（常設及び

側の別に記載すること。）、主要寸法、材料並びに個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）	機器を購入する契約を締結している者にあっては、当該契約書の写し
（5）ガスタービンに附属する空気圧縮機及びガス圧縮機に係る次の事項	は、当該契約書の写し
イ 空気だめ及びガスだめの種類、容量、最高使用圧力、主尺寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）	機器の特定機器型式証明書又は特定機器型式証明書の変更承認通知書の通
ロ 空気だめ及びガスだめの安全弁の種類、吹出圧力、吹出量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）	知書又は特定機器型式証明書の変更承認通知書の通
ハ 空気圧縮機及びガス圧縮機の種類、容量、吐出圧力及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）	知書又は特定機器型式証明書の変更承認通知書の通
ニ 空気圧縮機に附属する冷却塔の種類、容量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）	知書又は特定機器型式証明書の変更承認通知書の通
（6）空気冷却器に係る次の事項	知書又は特定機器型式証明書の変更承認通知書の通
イ 種類、入口及び設及び可搬型の別に記載すること。	知書又は特定機器型式証明書の変更承認通知書の通
ロ 中間冷却器の最高使用圧力、主要寸法及び材料	知書又は特定機器型式証明書の変更承認通知書の通
（7）ガスタービンに附属する管に係る次の事項	知書又は特定機器型式証明書の変更承認通知書の通
イ 主要な管の最高使用圧力、最高使用	知書又は特定機器型式証明書の変更承認通知書の通

温度、外径、厚さ及び  
材料（常設及び可

原動機の種類、出力  
及び個数（常設及び

口 安全弁及び逃がし弁の種類、吹出圧力、吹出量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）	2 発電機に係る次の事項
(1) 発電機の名称、種類、容量、主要寸法、力率、電圧相、周波数、回転速度、結線法、冷却方法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）	(2) 励磁装置の名称、種類、容量及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
(3) 保護继電装置の名称及び種類	(4) 主要弁の名称、種類、最高使田圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
(1) 热交換器の名称、種類、容量、最高使用圧力（管側及び胴側の別に記載すること。）、最高使用温度（管側及び胴側の別に記載すること。）、伝熱面積、主要寸法、材料及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）	(5) 主配管の名駆動方法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
(2) ポンプの名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに記載すること。	(6) 冷却塔の種類、容量、入口及び出口の冷却水標準温度、設計外気温度、主要寸法並びに個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
(3) 泵の名称、種類、容量、揚程又は吐出圧力、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数並びに記載すること。	(7) 送風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）
(4) ガスターインを原動力とする発電設備の基本設計方針	(8) 排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数（常設及び可搬型の別に記載すること。）

内燃機関を原動力をとする発電設備	
5 ガスタービンを原動力とする発電設備に係る製作の方法	適用基準及び適用規格
(1) 機関の名称、型式証明を受けた設計と種類、出力、回転速の整合性に関する説明書	新技术の内容を十分に説明した書類
(2) 機関の種類及び内燃機関を原動力とする説明書	別に記載すること。
(3) 機関の種類及び内燃機関を原動力とする説明書	(常設及び可搬型の名称、種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること)。
(4) 内燃機関に附屬する冷却水設備の容量、最高使用温度及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること)。	(常設及び可搬型の別に記載すること)。
(5) 内燃機関に附屬する空気圧縮設備の名称、種類、容量及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること)。	(常設及び可搬型の別に記載すること)。
(6) 内燃機関に附屬する空気だめの名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること)。	(常設及び可搬型の別に記載すること)。
(7) 内燃機関を原動力とする発電設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	(常設及び可搬型の別に記載すること)。
(8) 内燃機関を原動機器の特定機器型式証明変更承認通知書の写し	(常設及び可搬型の別に記載すること)。
ハ 圧縮機の名称、種類、容量、吐出圧力、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数	（常設及び可搬型の名称、種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること)。

電動機を原動力とする発電設備	
1 内燃機関に係る製作の方法	（常設及び可搬型の名称、種類、容量、最高使用圧力、主要寸法、材料及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること)。
2 発電機に係る次	(5) 燃料ディイタンク又はサーピスタンクの名称、種類、容量、最高使用温度、主要寸法、材料及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること)。
3 電動機の名稱、種類、容量、主	(常設及び可搬型の別に記載すること)。
4 電動機の名稱、種類、容量、主	(常設及び可搬型の別に記載すること)。
5 電動機の名稱、種類、容量、主	(常設及び可搬型の別に記載すること)。
6 電動機の名稱、種類、容量、主	(常設及び可搬型の別に記載すること)。
7 電動機の名稱、種類、容量、主	(常設及び可搬型の別に記載すること)。
8 電動機の名稱、種類、容量、主	(常設及び可搬型の別に記載すること)。

原動機の種類、出力及び個数(常設及び可搬型の別に記載すること)	
1 無停電電源装置	1 無停電電源装置の種類、容量、電圧
2 無停電電源装置	2 無停電電源装置の種類、容量、電圧
3 無停電電源装置	3 無停電電源装置の種類、容量、電圧
4 無停電電源装置	4 無停電電源装置の種類、容量、電圧
5 無停電電源装置	5 無停電電源装置の種類、容量、電圧
6 無停電電源装置	6 無停電電源装置の種類、容量、電圧
7 無停電電源装置	7 無停電電源装置の種類、容量、電圧
8 無停電電源装置	8 無停電電源装置の種類、容量、電圧

電源装置	
1 電力貯蔵装置の種類、容量、電圧及び主要寸法(常設及び可搬型の別に記載すること)。	1 電力貯蔵装置の種類、容量、電圧及び主要寸法(常設及び可搬型の別に記載すること)。
2 電力貯蔵装置の種類、容量、電圧及び主要寸法(常設及び可搬型の別に記載すること)。	2 電力貯蔵装置の種類、容量、電圧及び主要寸法(常設及び可搬型の別に記載すること)。
3 電力貯蔵装置に係る製作の方法	3 電力貯蔵装置に係る製作の方法
4 内燃機関を原動力とする発電設備	4 内燃機関を原動力とする発電設備



様式第2（第136条関係）（別紙第2・表1～表6・別紙第3・別紙第4～別紙第6）

名前：  
性別：  
年齢：  
実施地點認定書類提出書  
年月日

電子力帳用具、機器、器具等にあっては、その電動及び代電車の外の  
供給装置、供給物質及び供給方法の記載と合致する機器の各部及び用具  
電線等の位置、接続状況等を記載し、並びに各部の構造、接続部の構造  
等に於ける特徴を記載せよ。又次に記載せよ。

工場又は事業所	名 称			
所在地				
1. 実施地點認定書類提出書				
II. 実施地點認定書類提出書に含まれる供給物質の単位量（表1）				
① 次料物質の種別別年間出荷量 (単位: Bt)				
固定の量	全荷ガス	1H	1W	1H
固定の量				
合計				
年間出荷量の標準				
② 次料物質の濃度の3月間にについての平均量及び最高量 (単位: Bt/m³)				
測定の箇所	過去の3月間(月～月)	後年の3月間(月～月)		
測定の箇所	平均量	最高量		
測定の箇所	平均量	最高量		
測定の箇所	平均量	最高量		
測定の箇所	平均量	最高量		
合計				
年間出荷量の標準				
③ 次料物質の濃度の3月間にについての平均量及び最高量 (単位: Bt)				
測定の箇所	全荷量 (付加量%)	1H	1W	1H
測定の箇所	QC	QC	QC	QC
測定の箇所				
合計				
年間出荷量の標準				
④ 次料物質の濃度の3月間にについての平均量及び最高量 (単位: Bt)				
測定の箇所	1H	1W	1H	1H
測定の箇所	QC <sub>H</sub>	QC <sub>W</sub>	QC <sub>H</sub>	QC <sub>W</sub>
測定の箇所				
合計				
年間出荷量の標準				

⑤ 次料物質の濃度の3月間にについての平均量及び最高量  
(単位: Bt/m³)

測定の箇所	過去の3月間(月～月)	後年の3月間(月～月)
測定の箇所	平均量	最高量(2)
合計		
年間出荷量の標準		

⑥ 次料物質の濃度の3月間にについての平均量及び最高量  
(単位: Bt)

測定の箇所	1H	1W	1H	1H
測定の箇所	QC <sub>H</sub>	QC <sub>W</sub>	QC <sub>H</sub>	QC <sub>W</sub>
測定の箇所				
合計				
年間出荷量の標準				

⑦ 次料物質の濃度の3月間にについての平均量及び最高量  
(単位: Bt/m³)

測定の箇所	過去の3月間(月～月)	後年の3月間(月～月)
測定の箇所	平均量	最高量(2)
合計		
年間出荷量の標準		

⑧ 次料物質の濃度の3月間にについての平均量及び最高量  
(単位: Bt)

測定の箇所	1H	1W	1H	1H
測定の箇所	QC <sub>H</sub>	QC <sub>W</sub>	QC <sub>H</sub>	QC <sub>W</sub>
測定の箇所				
測定の箇所				
測定の箇所				
合計				
年間出荷量の標準				

⑨ 次料物質の濃度の3月間にについての平均量及び最高量  
(単位: Bt)

測定の箇所	1H	1W	1H	1H
測定の箇所	QC <sub>H</sub>	QC <sub>W</sub>	QC <sub>H</sub>	QC <sub>W</sub>
測定の箇所				
測定の箇所				
測定の箇所				
合計				
年間出荷量の標準				

固形食量		液体状食料管理	
		粒状等	液体状等
粒状小動物飲 食量	(g)	1. ドラム (d) 2. ライ (l) 3. ミクダ (m) 4. ハーフ (h)	1. ドラム (d) 2. ライ (l) 3. ミクダ (m) 4. ハーフ (h)
固形状物質量	(g)		
固形年少の食量			
固形年少の小動物			
液体状食量	(ml)		
液体状食量	(ml)		
液体状食料管理量	(ml)		

○ 簡便算出式(1)～(5)を算出せよ

(単位): g

固形食量	水溶性固体	合計	割合
固形食量			

○ 特別な手力強度に対する液体状食料の計算式(式5)

(単位): ml

種	実測値	標準値	平均標準値	標準偏差
骨肉類				
肉厚等				
固形状物質量				
固形年少の食量				
固形年少の水溶性				
固形年少の標準				

◎ 勉強努力度の評定(1)学習水準の総合状況		
□ 通常の勉強とこれに隣接する		
前半期	後半期	
その他		
評価基準		
□ シンプル評価基準		
(単位:点)		
基準		
2. 使用教科書の評価基準		
(単位:点)		
教科書の充実度	通常教科書の充実度	教科書×
教科書の理解度	クレバーテストの得点化	教科書×
理解度の充実度	成績	成績×
理解度の小計	理解度	理解度×
3. 教科書評定の標準値(%)		
□ 教科書評定の標準値(%) 実際の得点の平均		
評価基準		
前半期	0.1%	0.1%
後半期	ndsd	ndsd
その他	ndsd	ndsd
共計	ndsd	ndsd

